

総務委員会資料

平成26年12月9日

報告 第2期川崎市特別支援教育推進計画（案） について

資料1 第2期川崎市特別支援教育推進計画（案） 概要版

資料2 第2期川崎市特別支援教育推進計画（案）

資料3 第2期川崎市特別支援教育推進計画

策定までのスケジュール

資料4 パブリックコメント手続用資料

教育委員会

第2期川崎市特別支援教育推進計画(案)概要版

資料1

I 第2期川崎市特別支援教育推進計画策定の経緯

平成17年3月に策定した川崎市特別支援教育推進計画が、平成26年度計画期間が終了することに伴い、平成24年6月に川崎市特別支援教育推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、平成26年3月に、検討委員会から報告書が提出されました。これを受けて、府内で次期計画の検討を進め、平成27年度からの本市の特別支援教育の方向性を示す「第2期川崎市特別支援教育推進計画」を策定するものです。

II これまでの取組

現行計画（平成17年度～26年度）		
基本方針（4つの柱）		
1 齊・養護学校の機能拡充と特色ある学校づくり 2 小・中学校における特別支援教育の推進 3 教員の専門性の向上 4 一貫した相談支援体制の整備		
推進計画	取組状況	
聾学校	0～2歳児相談体制	乳幼児相談体制確立
	通級による指導・巡回指導	難聴通級指導教室設置
	聴覚障害のセンター的機能	聴覚支援センターとして聴覚障害児童生徒を支援
	進路指導や教育課程の充実	教育環境整備（FM補聴システム導入）
		専門学科名称変更（被服科→ライフクリエイト科）
田島養護学校	再編整備	知的・肢体不自由教育部門併置
	医療的ケア体制整備	運営委員会設置、非常勤看護師配置
養護学校	重複障害特別支援学級を養護学校小学部の分校又は分教室として整備	養護学校小学部分教室として開設
	特別支援学校のセンター的機能	地域支援や公開研修等の実施
	社会自立を目指し高等養護学校等の検討	聾学校内に職業教育を中心とした養護学校の高等部分教室設置
	居住地交流の推進	要綱を定め、実施
小・中学校	特別支援教室の研究	学校の状況に応じて個別の対応を実施
	通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する校内支援体制整備	全小中高等学校で特別支援教育コーディネーターを選定し、校内委員会を開催
	通級指導教室の相談システム整備	小学校一各区に言語と情緒関連通級指導教室設置 中学校一情緒関連3校設置
	支援体制整備	小・中学校の特別支援学級におけるサポートノートの作成

III 計画の趣旨

本市ではこれまで、誰もが、学校や地域の中で相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をめざし、障害のある子どもと障害のない子どもが共に生き、共に学ぶことを通して、社会性や豊かな人間性、そして互いを思いやる心を育むことを推進してきました。

一方で、近年、国においては特別支援教育の充実に向けて、以下のような様々な動向が見られます。

『国における特別支援教育の充実に向けた主な動き』

- 平成19年9月 障害者の権利に関する条約に署名
- 平成23年8月 障害者基本法の一部改正
(可能な限り障害者の児童生徒と障害者でない児童生徒が共に教育をうけられるよう配慮する)
- 平成24年7月 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
中央教育審議会初等中等教育分科会より
(障害のある者と障害のない者が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである)
- 平成25年6月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の公布（平成28年4月施行）
(地方公共団体は障害を理由とする差別の解消の推進に必要な施策を策定し実施しなければならない)
- 平成26年1月 障害者の権利に関する条約の批准書提出

このような国における特別支援教育の充実に向けた取組として、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な対応を行う支援教育を推進していきます。

IV 計画の位置付け等

これまで、本市の特別支援教育については、かわさき教育プラン及び川崎市特別支援教育推進計画に基づき諸施策を実施してきました。いずれの計画も平成26年度をもって計画期間が終了することから、新たに、総合的に特別支援教育を展望し、これからの特別支援教育の推進に係る方向性について示す計画として、平成27年度から概ね10年間の第2期川崎市特別支援教育推進計画を策定します。

本計画については、検討委員会における検討結果を踏まえ、川崎市教育振興基本計画かわさき教育プランの基本理念・基本目標のもと、「基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する」の事務事業「特別支援教育推進事業」に位置づけています。

これにより、今後の本市の特別支援教育については、その方向性を第2期川崎市特別支援教育推進計画で示しながら、年度ごとの取組内容を実施計画として掲載した、川崎市教育振興基本計画かわさき教育プランにおいて教育施策全体の中で進捗管理を行い、推進していきます。

V 現状と課題及び今後の取組

基本方針（5つの柱）	現状と課題	めざす方向性	主な取組
<p>1 共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築</p>	<p>本市では、共生社会の形成をめざし、障害のある児童生徒を対象とした特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進していきます。</p> <p>支援教育の推進に向けて、できる限り障害のある者と障害のない者が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進める必要があります。そのためには、すべての学校において特別支援教育の充実を図ることが不可欠であり、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援を行うことが求められています。</p>	<p>(1)川崎における支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築</p> <p>(2)小・中・高等学校におけるインクルーシブ教育システムの構築</p> <p>(3)特別支援学校におけるインクルーシブ教育システムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支援教育の理解・啓発のためのリーフレットの作成・配布 基礎的環境整備と合理的配慮の在り方の調査検討 小・中学校における交流及び共同学習の促進 高等学校における支援教育の推進 特別支援学校における交流籍の検討 合理的配慮の在り方や学校と保護者の合意形成の在り方の検討
<p>2 教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備</p> <p>●小・中学校の通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒6.5%程度の在籍率 川崎市 約6,400人（推定値）</p> <p>●特別支援学級の在籍児童生徒数の推移 H21 1,520人 → H26 1,980人（約1.3倍）</p> <p>●市立特別支援学校の在籍幼児児童生徒数の推移 H21 350人 → H26 510人（約1.5倍）</p>	<p>インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められています。</p> <p>本市においては、通常の学級における支援体制、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校等の多様な学びの場に加え、医療的ケアを必要とする児童生徒や入院中の児童生徒に対する支援が求められています。</p>	<p>(1)サポートノートを作成・活用し、一人ひとりの教育的ニーズの的確な把握とニーズに応じた教育の推進</p> <p>(2)小・中学校の通常の学級及び高等学校における支援体制整備の推進</p> <p>(3)通級指導教室の教育の充実</p> <p>(4)特別支援学級の教育の充実</p> <p>(5)入院・施設入所児童生徒の教育の充実</p> <p>(6)特別支援学校の教育の充実</p> <p>(7)医療的ケアを必要とする児童生徒への支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通常の学級の教育的ニーズのある児童生徒の個別指導計画作成の推進 特別支援学校、特別支援学級における活用と支援の充実 授業のユニバーサルデザイン化の推進 特別支援教育センターの適切な配置 中学校通級拡充の必要性についての研究 I C T機器を活用した指導方法の通級における研究の推進 専門職との連携による自立活動の充実 特別支援学校のセンター的機能による効果的支援の在り方の検討 入院児童生徒の学習支援の充実 情緒障害児短期治療施設内の教育環境整備 重度障害児童生徒に対する安全・安心な教育の促進 軽度知的障害生徒の社会的自立の促進に向けた中央支援学校高等部分教室の在り方の検討 田島支援学校の医療的ケア拠点校としての整備 小・中学校における医療的ケアの在り方の検討 特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の登校支援の調査研究
<p>3 小・中・高等学校における支援体制整備と学校支援ネットワークの充実</p> <p>●小・中学校の通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒の在籍率 (H24文部科学省調査報告) 小学校7.7%（小1年9.8% 小6年6.3%） 中学校4.0%（中1年4.8% 中3年3.2%） 川崎市 小1 約1,200人（推定値） 中1 約 457人（推定値）</p>	<p>平成24年度の文部科学省調査報告によると、小・中学校の通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒の割合は、小学校では7.7%、中学校では4.0%となっており、早期からの適切な支援の必要性が強く求められています。学校における支援の核となる特別支援教育コーディネーターは、学級担任を兼務している状況が多く、業務に専念できる環境を作ることが課題となっています。</p> <p>このような小・中学校のコーディネーターや担任を支援するため、通級指導教室、特別支援学校、専門機関等の専門性を活かした学校支援ネットワークの整備も課題となっています。</p>	<p>(1)小学校における児童支援コーディネーターによる支援体制整備の推進</p> <p>(2)中・高等学校における校種の特性や発達段階に応じた支援体制整備の推進</p> <p>(3)通級指導教室・特別支援学校のセンター的機能による学校支援の充実</p> <p>(4)学校支援ネットワークの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援コーディネーターの専任化の推進 中学校における特別支援教育推進モデル校の取組 高等学校における就労支援員と巡回相談員の活用 通級指導教室のセンター的機能の強化 専門職の配置の検討 特別な教育的ニーズのある児童生徒及び担任の支援体制の検討 地域の専門機関の担当者と学校間で情報交換ができる場の設定
<p>4 教職員の専門性の向上</p> <p>●特別支援学級の特別支援学校教諭免許状取得率(H25年度) 小学校 417人中111人取得（約3割） 中学校 177人中 60人取得（約3割）</p>	<p>支援教育を推進するためには、一人ひとりの教育ニーズに応じた理解と支援に加え、周りの子どもたちの障害理解を図る必要があります、そのため、すべての教職員に特別支援教育の基礎的な知識の習得と理念の理解が欠かせません。</p> <p>さらに、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加や障害の多様化などが進行している中、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校においては、特別支援学校教諭免許状取得率の向上等の特別支援教育の専門性を計画的に向上させることができます。</p>	<p>(1)すべての教職員に特別支援教育に関する基礎的な知識の習得に加え、支援教育の理念の理解促進</p> <p>(2)多様な学びの場における教職員の専門性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システムの構築の考え方の周知 発達障害等の障害特性と支援の周知 通級指導教室教職員の専門性の向上（専門職の巡回の検討） 特別支援学級教職員の専門性の向上（計画的な免許取得の検討・授業研究や教材研究の促進）
<p>5 相談や保護者支援の充実</p> <p>●新規相談件数の推移 H20 931件 → H25 1,099件（約1.2倍）</p>	<p>特別支援教育に関する相談件数の増加に伴う申込から相談開始までの期間の長期化や、相談内容が多様化、複雑化しています。そのため、早期に相談を開始し、継続して相談を行う体制を検討する必要があります。また、共生社会の形成をめざすためには保護者同士の共通理解を進めて、互いに連携していく関係づくりが大切になります。</p>	<p>(1)「教育支援委員会」の考え方に基づく就学相談及び就学後の支援の見直し</p> <p>(2)中学校における進路相談・進路指導の充実</p> <p>(3)保護者相談・支援の在り方の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就学相談及び就学後の支援の見直し 障害のある生徒とその保護者への適切な情報提供 各種親の会、障害者団体、地域教育会議、P T A活動の連携促進

第2期川崎市特別支援教育推進計画

(案)

平成 27 (2015) 年 月

川崎市教育委員会

は　じ　め　に

川崎市の特別支援教育は、かわさき教育プランの重点施策である「共に生き、共に育つ環境を創り、心を育む」ことに位置づけ、平成17年3月に策定した本市の10年間の特別支援教育の方針である川崎市特別支援教育推進計画に基づき取組んできました。

この間、国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた議論が行われ、平成23年8月には、障害者基本法の一部を改正する法律が施行され、教育については、「可能な限り障害者である児童生徒が、障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるように配慮する」ことが規定されました。平成24年7月には中央教育審議会初等中等教育分科会において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が提出され、その中で「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある」ことなどが述べられています。また、平成25年6月には障害者差別解消法の公布があり、平成26年1月「障害者の権利に関する条約」の批准書が国連に提出されたところです。

このように、特別支援教育をめぐる状況は変化しており、これまでの教育に加え、より充実した対応が求められています。

そうした中で、平成26年度に川崎市特別支援教育推進計画の計画期間が終了することに伴い、平成24年6月に川崎市特別支援教育推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、これまでの成果と課題を検証・分析しながら、今後の本市の特別支援教育の在り方について検討を進めてきました。平成26年3月に検討委員会から報告書が提出され、この報告書に基づき、平成27年度から概ね10年間を計画期間とした第2期川崎市特別支援教育推進計画を策定します。

平成27（2015）年　月

川崎市教育委員会

目 次

第1章 推進計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間及び運用	1

第2章 本市の特別支援教育の現状と課題

1 特別支援教育の現状	2
2 特別支援学校における現状と課題	3
3 特別支援学級における現状と課題	5
4 通級指導教室における現状と課題	7
5 通常の学級における現状と課題	10
6 特別支援教育に関する相談の現状と課題	12

第3章 今後の取組

基本方針（5つの柱）	13
1 基本方針Ⅰ 共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けた インクルーシブ教育システムの構築	14
2 基本方針Ⅱ 教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備	18
3 基本方針Ⅲ 小・中・高等学校における支援体制整備と 学校支援ネットワークの充実	28
4 基本方針Ⅳ 教職員の専門性の向上	33
5 基本方針Ⅴ 相談や保護者支援の充実	37

【資料編】

1 特別支援教育推進検討委員会設置要綱	41
2 特別支援教育推進検討委員会委員名簿	44
3 小・中・高等学校における校内支援体制	45
4 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」について	47
5 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための 特別支援教育の推進（報告）概要	49
6 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について (文部科学省通知)	56

第1章 推進計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

本市においては、平成 17 年 3 月に「川崎市特別支援教育推進計画」を策定し、この計画に基づいて、基本方針「1 聾・養護学校の機能拡充と特色ある学校づくり」、「2 小・中学校における特別支援教育の推進」、「3 教員の専門性の向上」、「4 一貫した相談支援体制の整備」を推進してきました。

この間、国においては、平成 23 年 8 月に障害者基本法の一部改正（可能な限り障害者の児童生徒と障害者でない児童生徒が共に教育をうけられるよう配慮する）が行われ、平成 24 年 7 月には中央教育審議会初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（障害のある者と障害のない者が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである）がまとめられました。また、平成 25 年 6 月に障害者差別解消法（地方公共団体は障害を理由とする差別の解消の推進に必要な施策を策定し実施しなければならない）の公布があり、特別支援教育にかかる様々な制度改革が進められてきました。平成 26 年 1 月には、障害者の権利に関する条約が批准され、共生社会の形成に向けた取組の強化が進められています。

このような状況の中、本市では、これまでにも「共に生き、共に育つ環境を創り、心を育む」ことを教育プランの重点施策に位置づけてきました。このたび、検討委員会からの報告をうけて、共生社会の実現に向けた取組として、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく支援教育という新たな概念のもとに取組むとともに、障害のある子どもの教育的ニーズに応じた特別支援教育のさらなる充実に向けた取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、検討委員会における検討結果を踏まえ、川崎市教育振興基本計画かわさき教育プランの基本理念・基本目標のもと、「基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する」の事務事業「特別支援教育推進事業」に位置づけています。

これにより、今後の本市の特別支援教育については、その在り方、方向性等を第 2 期川崎市特別支援教育推進計画で示しながら、年度ごとの取組内容を実施計画として掲載した、川崎市教育振興基本計画かわさき教育プランにおいて教育施策全体の中で進捗管理を行い、推進していきます。

3 計画の期間及び運用

平成 27 年度から概ね 10 年間とします。

なお、社会状況の変化や国及び県の施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

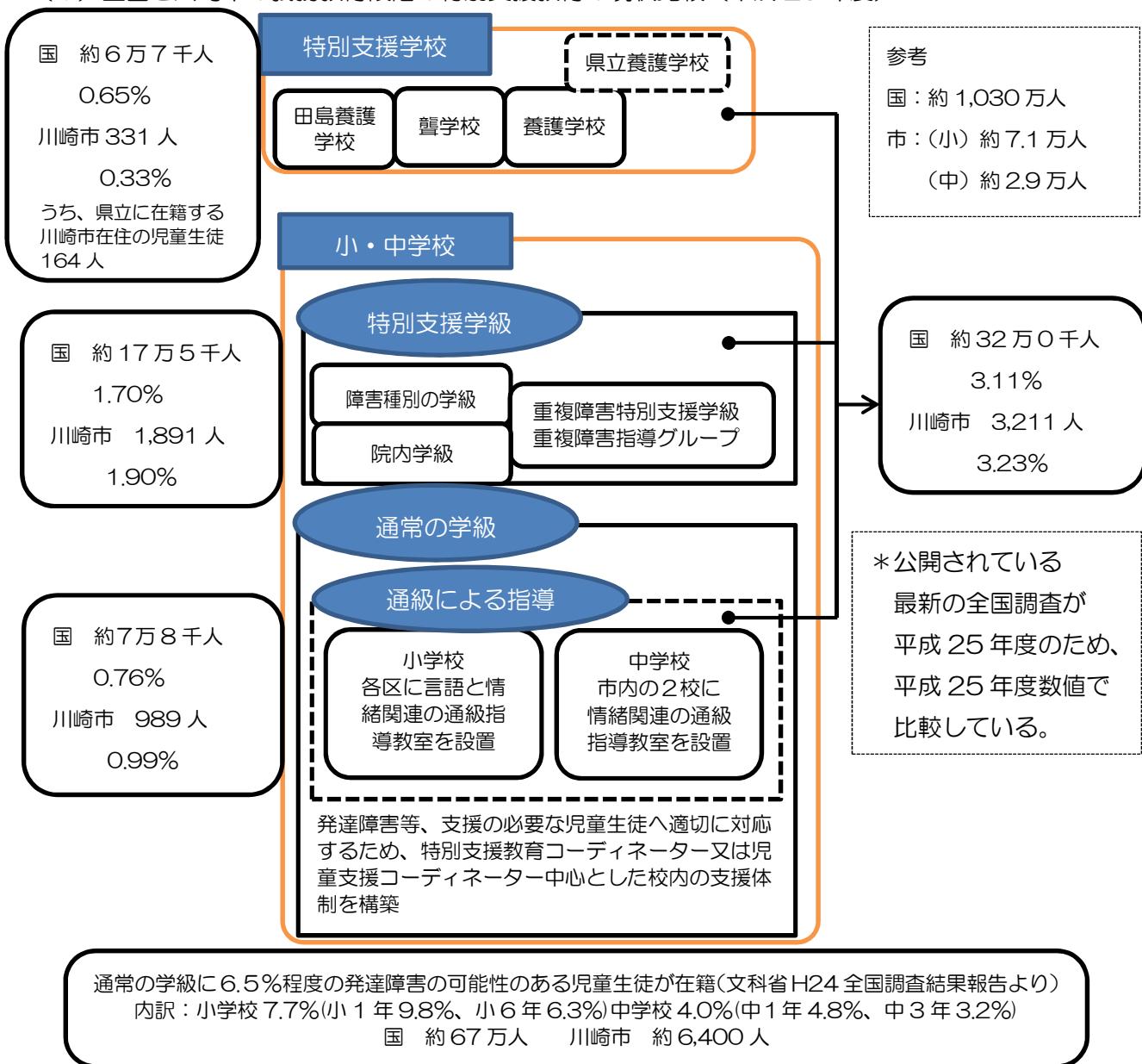
第2章 本市の特別支援教育の現状と課題

1 特別支援教育の現状

川崎市の特別支援教育は、市立の特別支援学校を4校（分校含む）設置し、障害に応じた専門的な教育の実践を重ねるとともに、小学校に重複障害児童の学びの場として「重複障害特別支援学級」及び「重複障害指導グループ」を設置し、小学校児童との日常的な交流とともに、特別支援学校に準じた障害に応じた専門的な教育を実施してきました。

また、すべての小・中学校に特別支援学級を設置し、地域で共に学び共に育つ教育を推進するとともに、小・中学校の通常の学級及び高等学校に在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒に対しても、コーディネーターを中心とした校内の支援体制整備に取組んできました。さらに、専門的な学びの場として小学校では、各区に言語と情緒関連通級指導教室を設置し、中学校では、情緒関連通級指導教室を3校、聾学校に難聴通級指導教室を設置するなど、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実に取組んできました。

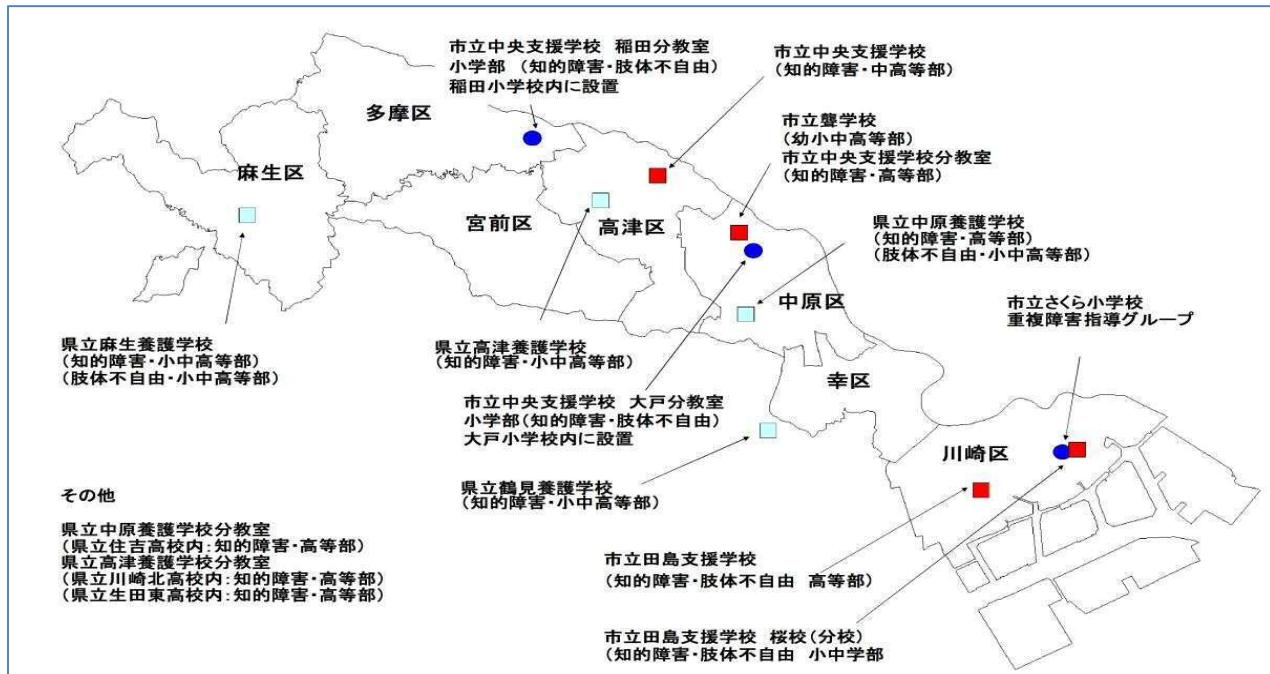
(1) 全国と川崎市の義務教育段階の特別支援教育の現状比較（平成25年度）



2 特別支援学校における現状と課題

川崎市域には、県立の特別支援学校4校と市立の特別支援学校4校（分校含む）とその分教室が設置されています。その他に、さくら小学校内に特別支援学校小学部と同様の重複障害児童の学びの場として、重複障害指導グループを設置しています。

（1）川崎市域の特別支援学校と重複障害指導グループの配置図（平成26年度）



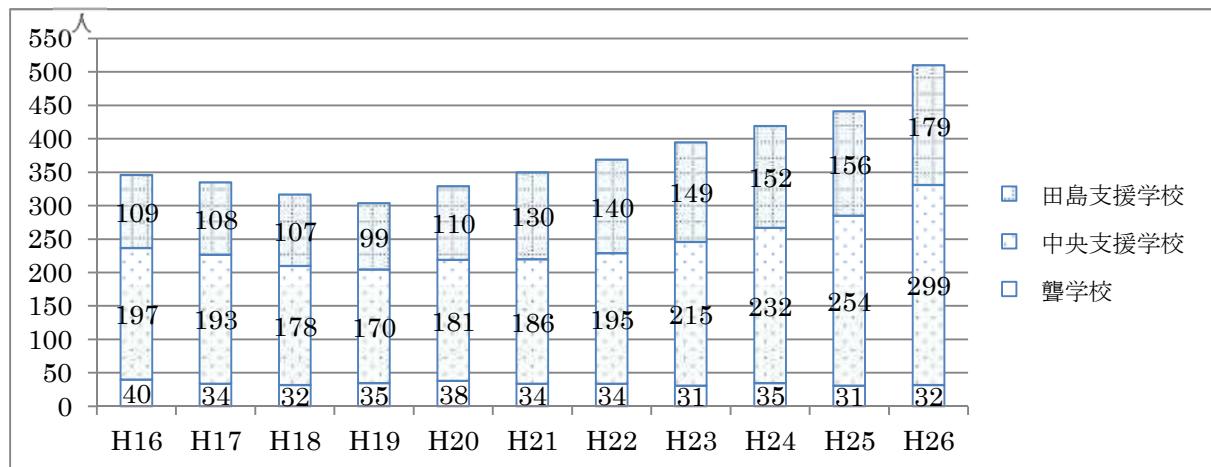
知的障害の市立特別支援学校3校（分校含む）の在籍児童生徒数は、平成19年度以降増加傾向にあり、中でも高等部の生徒数の増加が顕著です。これは、神奈川県や国全体でも同様の増加傾向がみられます。川崎市は、人口の増加が平成30年代の半ばまで続くことが想定されており、知的障害の特別支援学校の在籍児童生徒の増加に対して、設置義務のある県教育委員会と連携した取組が、喫緊の課題です。

それに対し、県教育委員会は、県立麻生養護学校を新設し、また、高等学校内に県立特別支援学校の分教室を設置しました。本市においては、田島支援学校と中央支援学校を再編整備し、また、聾学校内に中央支援学校の分教室を設置し、生徒の増加に対応してきました。

（2）川崎市域の特別支援学校の設置の推移（4月1日現在）

障害種別	学校	平成16年度	平成26年度
知的障害教育部門	県立特別支援学校	3校	4校
	県立特別支援学校分教室	0教室	5教室
	市立特別支援学校	2校	3校（分校含む）
	市立特別支援学校分教室	0教室	3教室
肢体不自由教育部門	県立特別支援学校	1校	2校
	市立特別支援学校	0校	3校（分校含む）
	市立特別支援学校分教室	0教室	2教室
聴覚障害教育部門	市立聾学校	1校	1校

(3) 市立特別支援学校の在籍児童生徒数の推移（5月1日現在）



それぞれの学校において、平成19年度以降は年々増加傾向が続き、校舎開設時の想定数を大幅に上回る児童生徒数になっています。

在籍児童生徒数の増加傾向に対して、10年の間に県立麻生養護学校（知能併置）が開設され、県立特別支援学校高等部分教室5教室と市立特別支援学校高等部分教室1教室が開設されました。平成26年度の市立田島支援学校の再編整備により、さらなる受入定員の拡充を図りました。

*平成26年度から、次のとおり校名の変更及び重複障害特別支援学級を特別支援学校小学部へ再編しました。

校名：田島養護学校 ⇒ 田島支援学校

養護学校 ⇒ 中央支援学校

学級：大戸小学校 重複障害特別支援学級 ⇒ 中央支援学校小学部 大戸分教室

稻田小学校 重複障害特別支援学級 ⇒ 中央支援学校小学部 稲田分教室

(4) 市立特別支援学校の就労状況

項目		平成20年度卒業	平成21年度卒業	平成22年度卒業	平成23年度卒業	平成24年度卒業	平成25年度卒業*
卒業時就職率	卒業時就職数／卒業生数	10人/66人 15.2%	13人/70人 18.6%	17人/61人 27.9%	12人/84人 14.3%	14人/75人 18.7%	23人/79人 29.1%
3年間定着率	3年間就労継続者数／卒業時就職者数	9人/10人 90%	11人/13人 84.6%	13人/17人 76.5%			
21歳時就職率	21歳時就職者数／卒業生数	17人/66人 25.8%	16人/70人 22.9%	19人/61人 31.1%			

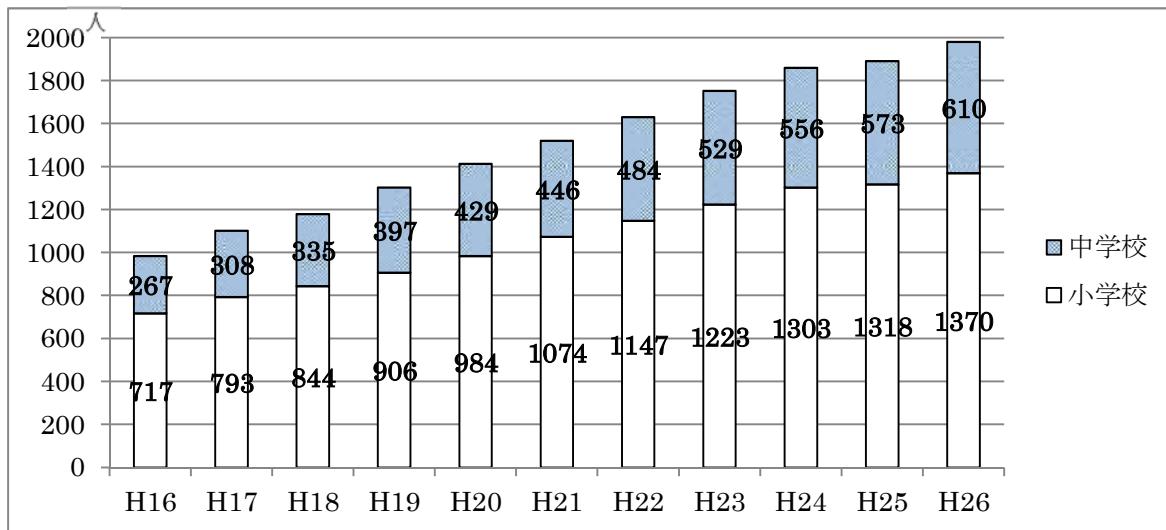
市立特別支援学校の卒業生は、年度によって違いがありますが、平成20年度から平成25年度までの6年を平均すると企業への就労率は約20.6%となっています。高等部の生徒の障害状況の変化により、軽度の障害生徒に応じ、社会的自立をめざした教育の推進が求められています。

*平成25年度から、市立中央支援学校分教室の卒業生の数が加算されています。

3 特別支援学級における現状と課題

市立小・中学校の特別支援学級在籍児童生徒数は、顕著な増加傾向を示しており、10年間で約2倍の増加となっています。地域で学び育てることを大切にし、現在、すべての小・中学校に特別支援学級を設置しています。しかし、各学校の特別支援学級は、在籍児童生徒数が増加し、その障害も重度・重複化、多様化しており、障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の在り方が課題となっています。

(1) 特別支援学級在籍児童生徒数の推移（5月1日現在）



平成16年度から10年間で特別支援学級の在籍児童生徒数は、小学校では717人から1,370人へ約1.9倍の増加、中学校は267人から610人へ約2.3倍の増加となっています。

(2) 特別支援学級の設置の推移（5月1日現在）

障害種別	学校種	平成16年度			平成26年度		
		学級	人数	合計	学級	人数	合計
知的障害	小学校	106	324人	444人	130	592人	857人
	中学校	44	120人		62	265人	
肢体不自由	小学校	52	54人	73人	47	60人	74人
	中学校	16	19人		13	14人	
病弱・身体虚弱	小学校	40	49人	68人	45	50人	77人
	中学校	12	19人		22	27人	
弱視	小学校	3	4人	4人	15	16人	19人
	中学校	0	0人		3	3人	
難聴	小学校	19	20人	23人	24	25人	36人
	中学校	3	3人		10	11人	
自閉症・情緒障害	小学校	105	266人	371人	132	627人	917人
	中学校	42	105人		60	290人	
合計	小学校	325	717人	982人	393	1,370人	1,980人
	中学校	117	265人		170	610人	

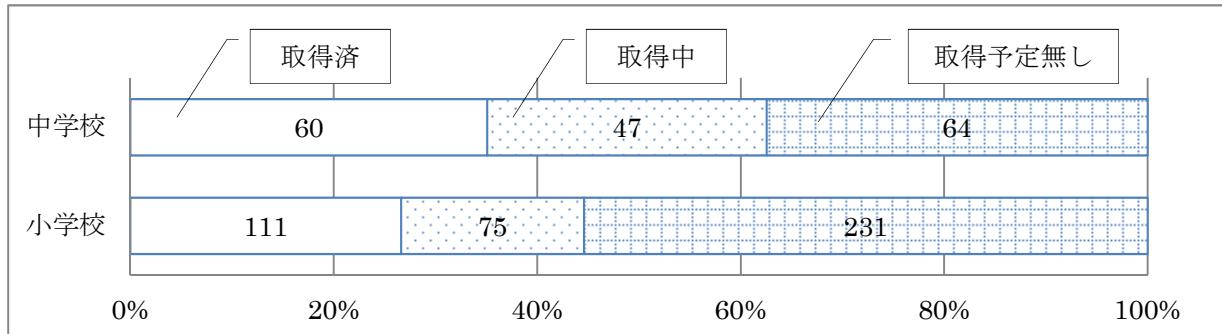
平成16年度から10年間で障害種別にみると、知的障害が、444人から857人へ約1.9倍の増加、自閉症・情緒障害が、371人から917人へ約2.5倍の増加となっています。

(3) 特別支援学級学年別児童生徒数（平成 26 年度5月1日現在）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	207人	202人	199人	261人	238人	263人	1,370人
中学校	214人	194人	202人				610人

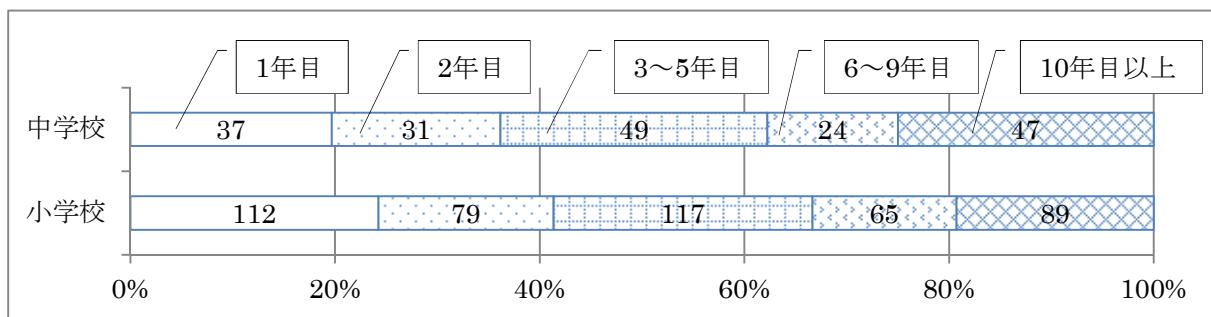
学年別の在籍児童数をみると、小学校では、低学年より中・高学年の方が多くなる傾向がみられ、途中からの特別支援学級へ入級する児童が多くいることを示しています。

(4) 特別支援学級の特別支援学校教諭免許状取得率（平成 25 年 12 月末日現在）



特別支援学級の担任の特別支援学校教諭免許状の取得者は3割程度となっており、特別支援教育の専門性をもつ教員の養成や配置が課題となっています。

(5) 特別支援学級の担任の経験年数（平成 25 年 12 月末日現在）



特別支援学級担当経験年数も2年未満が4割程度となっており、障害に応じた指導などの専門性の養成が課題となっています。

(6) 院内学級の指導児童生徒数（5月1日現在）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小学校（稗原小）	4人	4人	4人	6人	4人	4人	2人	2人	3人
学習参加	1人	2人	3人	3人	3人	2人	5人	4人	
中学校（菅生中）	0人	1人	2人	0人	0人	1人	1人	1人	3人
学習参加	1人	0人	2人	0人	0人	0人	3人	7人	

院内学級の在籍児童生徒数は年々減少し、入院期間の短縮に伴い、この傾向は続くと考えられます。中学校は、平成 21 年度 9 月に開級しましたが、平成 22 年度は閉級し、再び平成 23 年度に開級となっています。また、平成 26 年度から、教育課程に基づく教育の充実をめざし、学籍を移さない「学習参加」を廃止しました。

4 通級指導教室における現状と課題

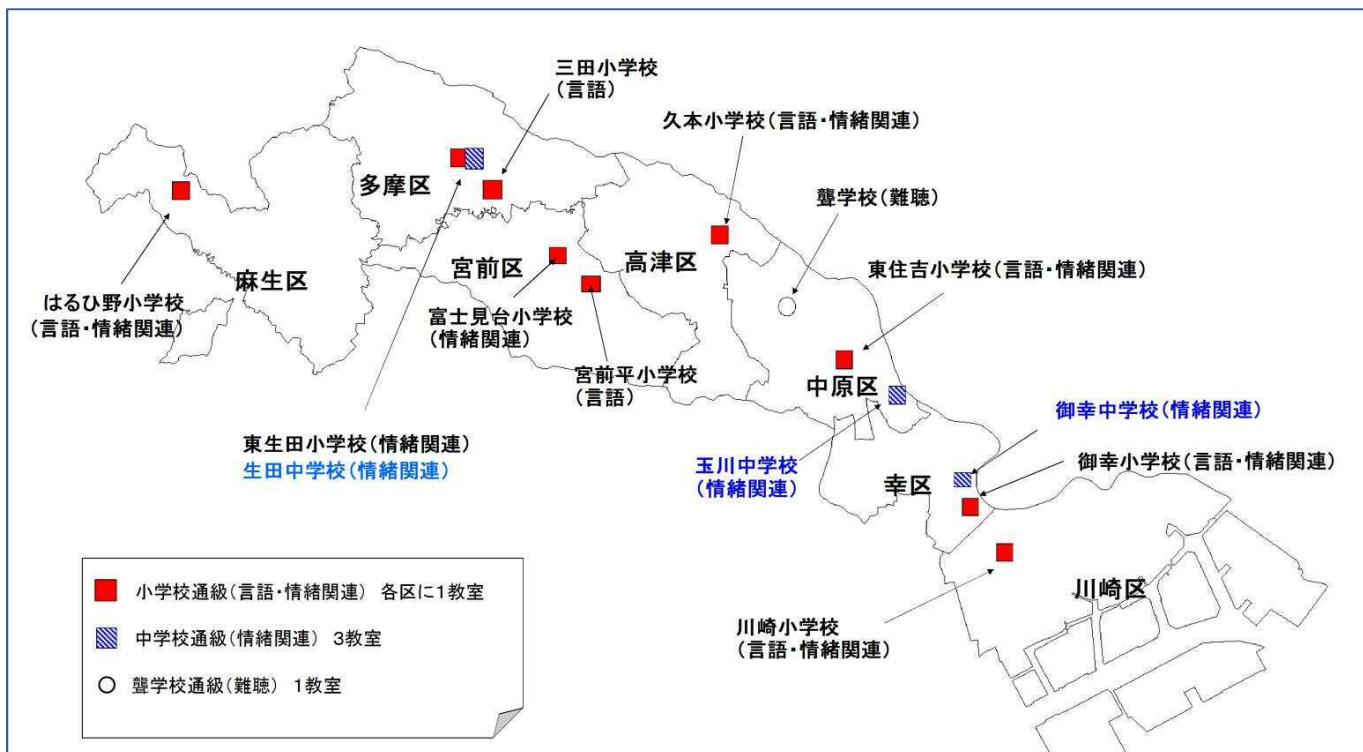
本市における通級指導教室は、「ことばの教室」と称した言語の通級指導教室からスタートし、教育実践を積み重ねてきました。情緒関連の通級指導教室は、菅小学校での研究実践を経て、「情緒関連通級指導教室*」として設置してきました。

現在、小学校においては、7区すべてに言語と情緒関連の通級指導教室を設置しています。中学校においては、南部・中部・北部の3校に、情緒関連通級指導教室を設置しています。聾学校においては、難聴通級指導教室を設置しています。

通級指導教室担当教員の世代交代もあり、担当教員の養成や専門性の向上等が課題となっています。

*情緒関連通級指導教室…本市では、情緒障害、LD、AD/HDを対象とした通級指導教室のことをいいます。

(1) 川崎市の通級指導教室の配置図（平成26年度）

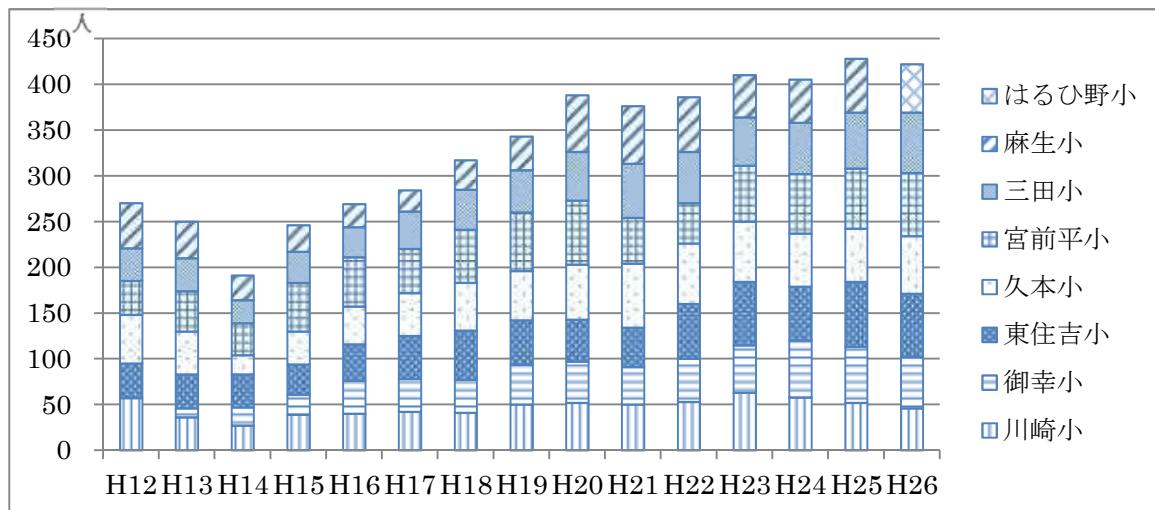


(2) 通級指導教室設置の現状（4月1日現在）

障害種別	学校種	平成16年度	平成26年度
情緒関連	小学校	1校	7校
	中学校	○校	3校
言語障害	小学校	7校	7校
聴覚障害	特別支援学校	○校	1校

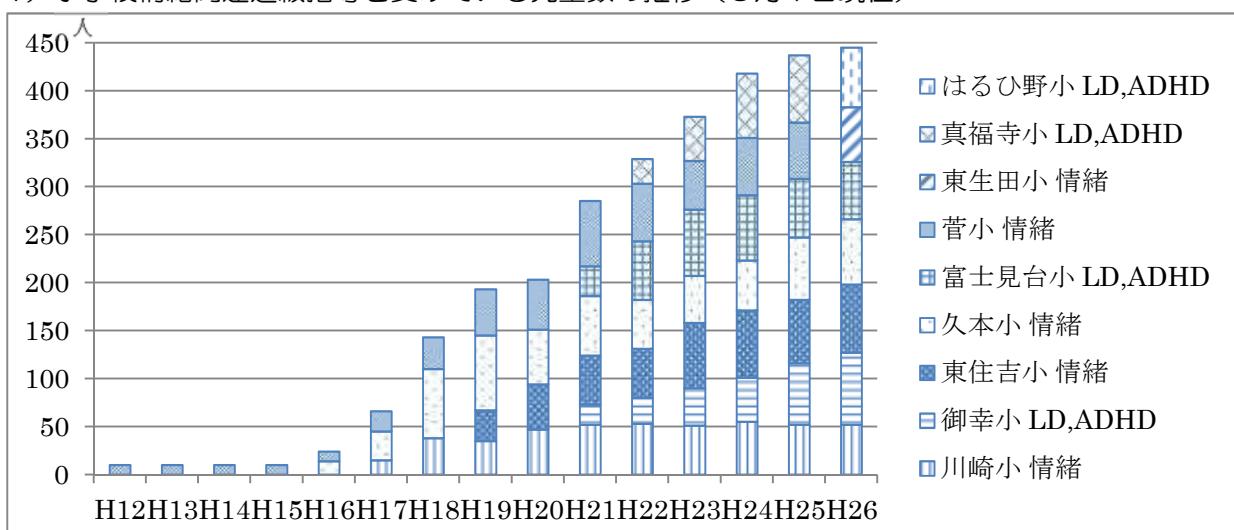
平成26年度、小学校においては通級による指導を受けている児童生徒数の増加等に対応するため、東生田小学校及びはるひ野小学校に通級指導教室を整備しました。また、中学校においては南部・中部・北部の3校体制とするため、生田中学校の通級指導教室を新たに設置しました。

(3) 小学校言語通級指導を受けている児童数の推移（5月1日現在）



小学校の言語通級指導教室は、平成13年度に各区に1校設置が完了しました。その後も、通級児童数の増加傾向が続いています。

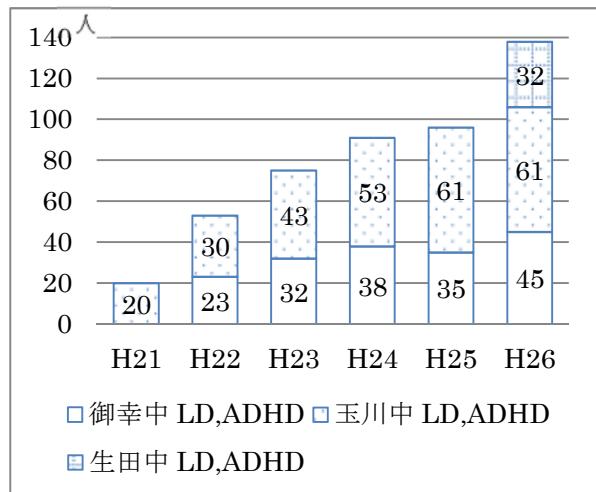
(4) 小学校情緒関連通級指導を受けている児童数の推移（5月1日現在）



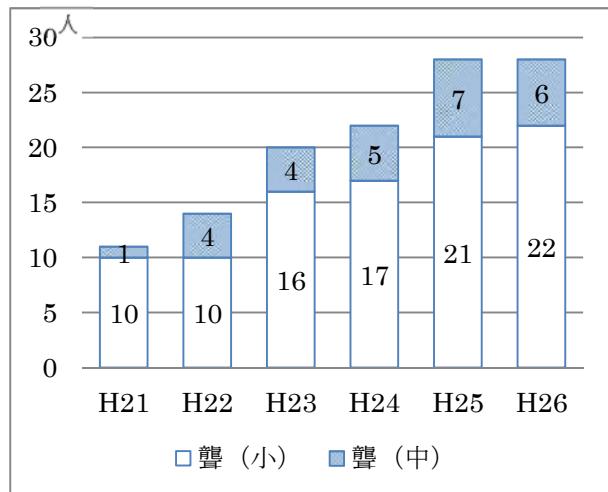
小学校情緒関連通級指導教室は、平成12年度に発達障害の可能性のある児童に対する専門的な教育の場として菅小学校に設置し、その後、実践研究に基づき、かわさき教育プランにおいて、各区に1校設置の方針が示され、平成22年度に7校に設置しました。

5月1日時点での通級している児童数は、各区に整備された平成22年度から平成26年度にかけ329名から445名となり約1.4倍に増加しています。

(5) 中学校情緒関連通級指導を受けている生徒数の推移（5月1日現在）



(6) 難聴通級指導を受けている児童生徒数の推移（5月1日現在）

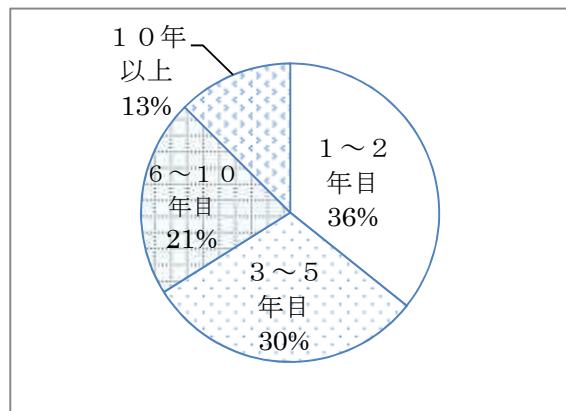


中学校の情緒関連通級指導を受けている生徒数も、増加傾向がみられます。小学校の情緒関連通級指導を受けている児童数の推移から、さらなる増加が予想されます。

聾学校の難聴通級指導教室は、通常の学級に在籍している難聴の児童生徒へ周知が図られ、平成21年度から増加傾向が続いています。

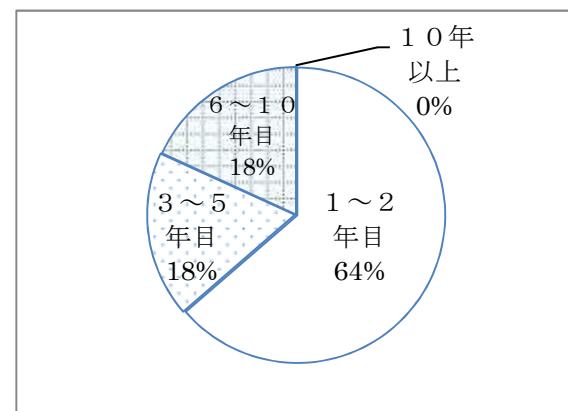
(7) 小学校通級指導教室担当教員の経験年数

（平成26年5月1日現在）



(8) 中学校通級指導教室担当教員の経験年数

（平成26年5月1日現在）



言語の通級指導教室の担当教員の世代交代や情緒関連の通級指導教室の増設により、経験年数の短い教員の割合が多くなっています。そのため、教員の研修の充実や中核となる教員の養成が課題です。

5 通常の学級における現状と課題

本市においては、通常の学級に在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、平成16年度より校内支援体制作りに取組み、小・中学校において特別支援教育コーディネーター*を指名し、その特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会の開催、校内研修会、専門機関との連携等の実践を重ねてきました。校内委員会で検討した件数の明らかな増加は、今まで支援が必要だと気づかれてなかった児童生徒に対する気づきが促進したと捉えることができます。また、支援を必要とする児童生徒に対する学校全体での情報共有が進んだとも考えられます。しかし、学校や地域の事情等によって校内支援体制の整備状況には差があります。また、特別支援教育コーディネーターの経験年数は、3年以内が多く、経験を積み重ねるのが難しいなどの課題や、半数以上が学級担任をしながら特別支援教育コーディネーター業務に取組んでいるため、活動に専念できる時間の確保が難しいなどの課題が明らかになってきました。

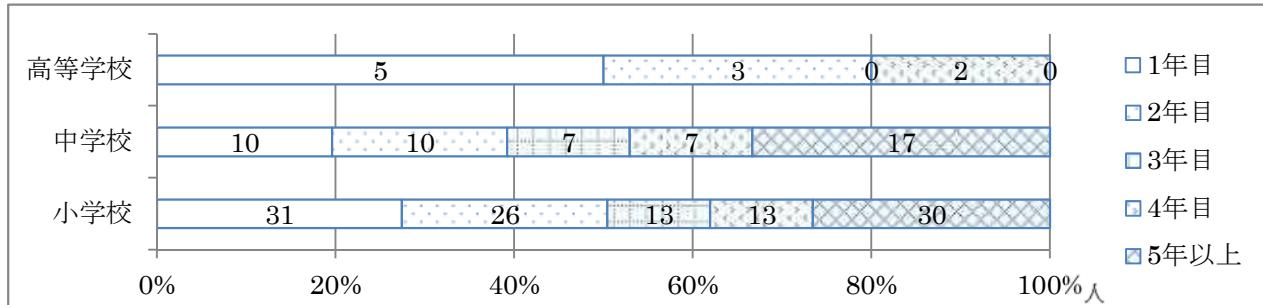
*小学校では、平成24年度特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し児童支援コーディネーターと称して専任化に向けて取り組んでいます（平成26年度は44校）。そのため、特別支援教育コーディネーターと児童支援コーディネーターを合わせて、コーディネーターと表記します。

（1）通常の学級における特別支援教育体制の現状（12月末日現在）

学校種	学校	平成21年度	平成25年度
小学校	コーディネーター指名	114校 100%	113校 100%
	校内委員会設置	114校 100%	113校 100%
	校内委員会等で検討した件数	2,905件	6,678件
中学校	コーディネーター指名	51校 100%	51校 100%
	校内委員会設置	51校 100%	51校 100%
	校内委員会等で検討した件数	556件	981件
高等学 校	コーディネーター指名	10校 100%	10校 100%
	校内委員会設置	10校 100%	10校 100%
	校内委員会等で検討した件数	8件	133件

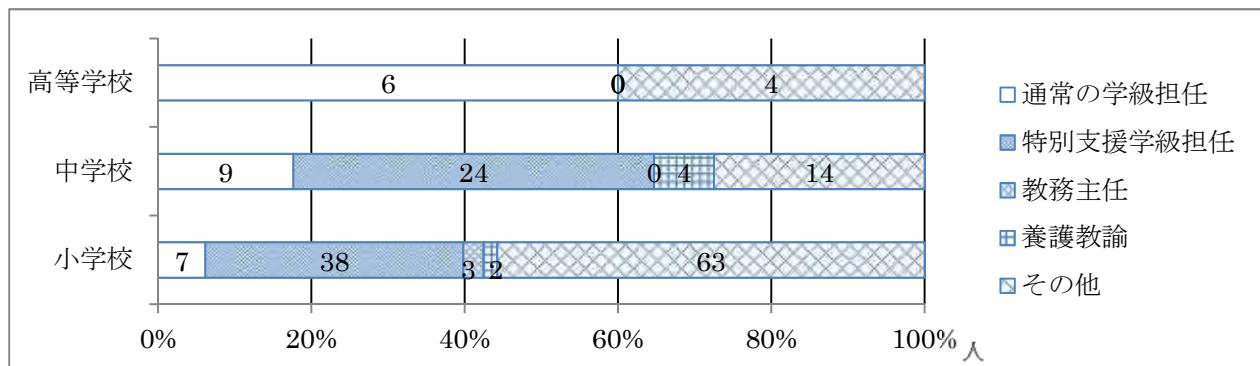
特別な支援が必要な児童生徒に対して、その理解や支援の在り方について校内委員会で検討した件数は、小学校で2,905件から6,678件へ、中学校で556件から981件へ、高等学校で8件から133件へ増加しています。これは、特別支援教育体制の推進により、各学校において支援を必要とする児童生徒に対する気づきが促進された成果と考えることができます。

（2）コーディネーターの経験年数（平成25年12月末日現在）



経験年数が2年以下の割合は、小学校で約5割、中学校で約4割、高等学校で8割であることから、その役割の周知と必要な知識の習得と蓄積等が課題であると考えられます。

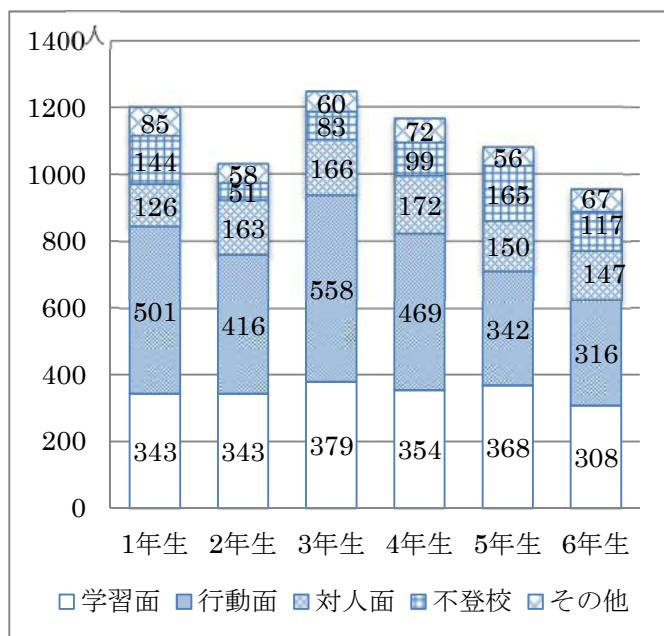
(3) コーディネーターの兼務状況（平成 25 年 12 月末日現在）



小学校の約 4 割、中学校の約 6 割のコーディネーターは、通常の学級あるいは特別支援学級の担任と兼務しています。そこで、本市では平成 24 年度、小学校 7 校においてコーディネーターがその業務に専念できる環境を整えるモデル事業を開始しました。平成 26 年度には小学校 44 校において専任化されたコーディネーター（児童支援コーディネーター）が、校内の教育的ニーズのあるすべての児童を対象とした支援活動の推進役として活動しています。

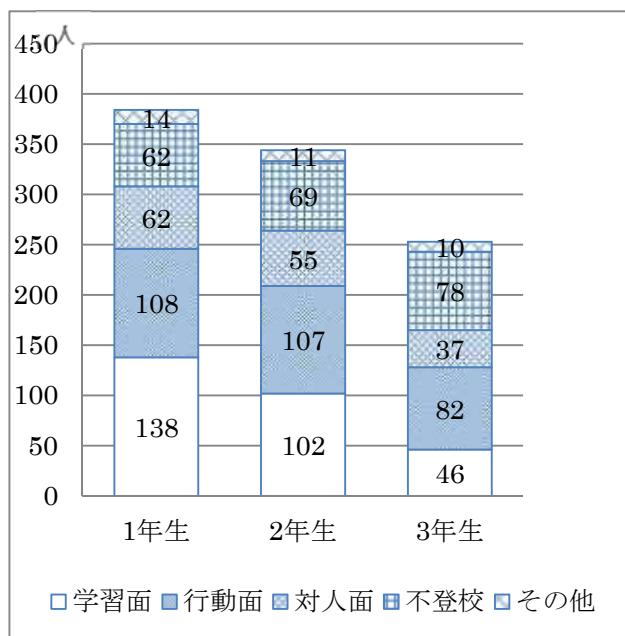
(4) 小学校の校内委員会検討内容の分析

（平成 25 年 12 月末日現在）



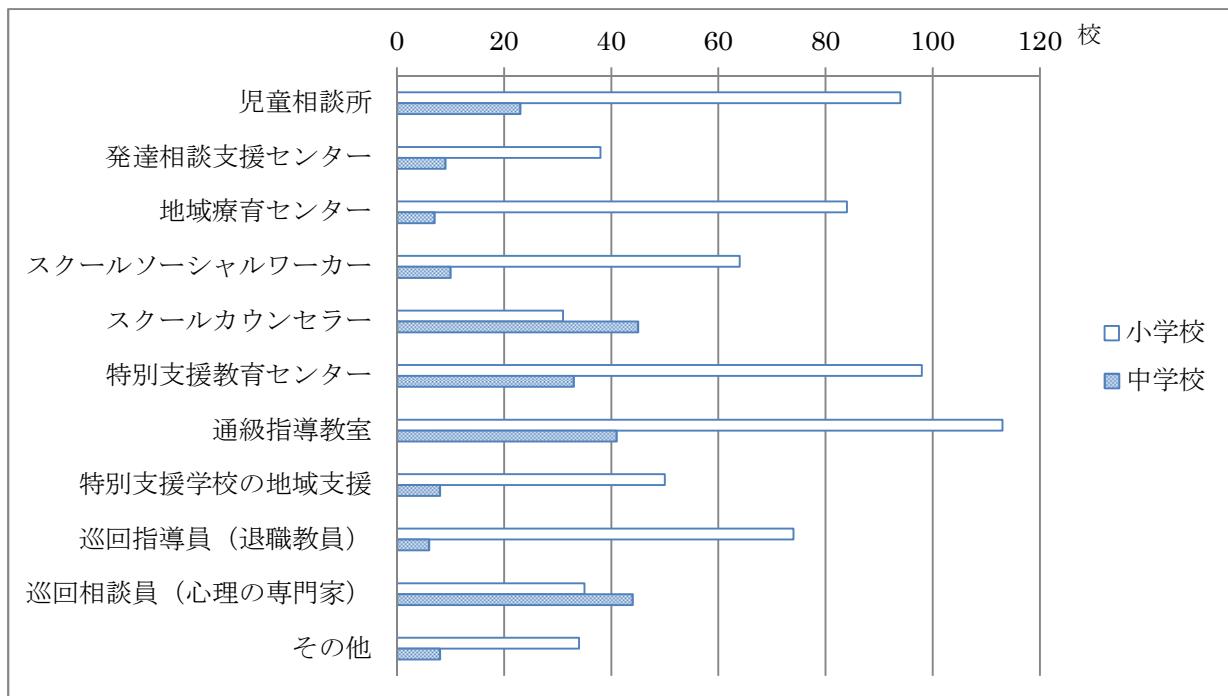
(5) 中学校の校内委員会検討内容の分析

（平成 25 年 12 月末日現在）



小学校では、低・中学年は、行動面の課題が多く検討されており、高学年から不登校の課題の割合が増加する傾向がみられます。中学生における検討人数では、1 年生が最も多く、学年が上がるに従い減少傾向がみられます。内容も行動面の課題、学習面の課題という順になっています。小学校に比べ不登校の課題の割合が高くなっているのも中学校の特徴です。

(6) 小・中学校における専門機関との連携（平成 25 年 12 月末日現在）

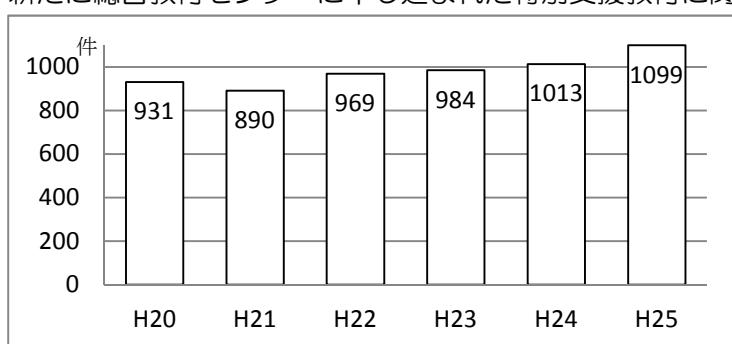


小学校では、通級指導教室、特別支援教育センター、児童相談所等との連携が多く図られています。中学校では、スクールカウンセラー、巡回相談員、通級指導教室等との連携が図られており、校種による特色がみられます。平成 24 年度より発達障害の可能性のある生徒への気づきを促すため、心理の専門家による巡回相談は、中学校へ重点的に配置しました。そのため、小学校では、巡回指導員（特別支援教育の経験豊かな退職教員）の利用が増えていると思われます。

6 特別支援教育に関する相談の現状と課題

特別支援教育に関する相談については、総合教育センターに相談窓口を設け、電話相談や来所相談を行っていますが、相談件数の増加に伴う申込から相談開始までの期間の長期化や、相談内容の多様化、複雑化などが課題となっています。そのため、早期に相談を開始し、継続して相談を行う体制を検討する必要があります。

新たに総合教育センターに申し込まれた特別支援教育に関する相談件数の推移



平成 20 年度からの 5 年間で、新規の相談件数は 931 件から 1,099 件へ約 1.2 倍の増加となっています。

第3章 今後の取組

基本方針（5つの柱）

基本方針Ⅰ 共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けた インクルーシブ教育システムの構築

- 1 川崎における支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築
- 2 小・中・高等学校におけるインクルーシブ教育システムの構築
- 3 特別支援学校におけるインクルーシブ教育システムの構築

基本方針Ⅱ 教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備

- 1 サポートノートを作成・活用し、一人ひとりの教育的ニーズの的確な把握とニーズに応じた教育の推進
- 2 小・中学校の通常の学級及び高等学校における支援体制整備の推進
- 3 通級指導教室の教育の充実
- 4 特別支援学級の教育の充実
- 5 入院・施設入所児童生徒の教育の充実
- 6 特別支援学校の教育の充実
- 7 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援の推進

基本方針Ⅲ 小・中・高等学校における支援体制整備と 学校支援ネットワークの充実

- 1 小学校における児童支援コーディネーターによる支援体制整備の推進
- 2 中・高等学校における校種の特性や発達段階に応じた支援体制整備の推進
- 3 通級指導教室・特別支援学校のセンター的機能による学校支援の充実
- 4 学校支援ネットワークの充実

基本方針Ⅳ 教職員の専門性の向上

- 1 すべての教職員の特別支援教育に関する基礎的な知識の習得に加え、支援教育の理念の理解促進
- 2 多様な学びの場における教職員の専門性の向上

基本方針Ⅴ 相談や保護者支援の充実

- 1 「教育支援委員会」の考え方に基づく就学相談及び就学後の支援の見直し
- 2 中学校における進路相談・進路指導の充実
- 3 保護者相談・支援の在り方の検討

基本方針Ⅰ 共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けた

インクルーシブ教育システムの構築

現状と課題

本市では、共生社会の形成をめざし、障害のある児童生徒を対象とした特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進していきます。

支援教育の推進に向けて、できる限り障害のある者と障害のない者が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進める必要があります。そのためには、すべての学校において特別支援教育の充実を図ることが不可欠であり、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援を行うことが求められています。

めざす方向性と具体的な取組

1 川崎における支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- (1) 本市における支援教育の考え方について理解・啓発を図る手立ての検討を進めます。
- (2) インクルーシブ教育システム^{*1}の構築を着実に進めるため、教育相談の充実や基礎的環境整備と合理的配慮^{*2}の在り方等について検討します

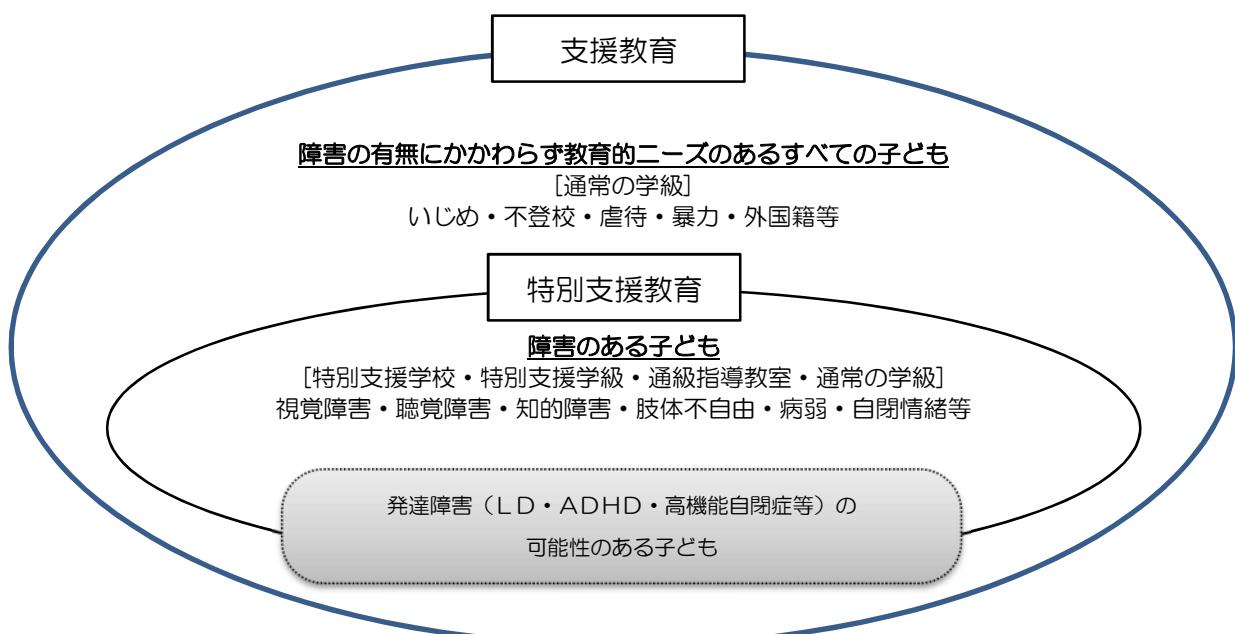
項目	概要
(1) 支援教育の考え方の理解・啓発	幼稚園・保育園・療育センター等の就学前の機関をはじめ、教職員や保護者等に対し、支援教育の考え方の周知に努めます。 『主な取組』 ◇リーフレットの作成・配布 ◇関係機関連携会議や研修の充実
(2) 教育相談の充実	保護者・学校との合意形成を図り、適切に学びの場の選択が行えるよう教育相談の充実を図ります。 『主な取組』 ◇本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が合意形成を図るための方の検討
(2) 基礎的環境整備と合理的配慮の在り方の調査検討	基礎的環境整備と合理的配慮の提供に向け、情報収集と検討を進めます。 『主な取組』 ◇モデル校での取組(22~27年度さくら小) ◇合理的配慮に関する国や県の情報収集と本人・保護者・学校との合意形成の在り方等の検討

2 小・中・高等学校におけるインクルーシブ教育システムの構築

- (1) すべての小・中学校（川崎高等学校附属中学校を除く。）に特別支援学級が設置されている利点を活かし、通常の学級と特別支援学級との間、また、特別支援学校と小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習^{*3}を促進し、障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解を深め、多様性を尊重する心を育む教育を推進します。そのための具体的な手立ての検討を進めます。
- (2) 高等学校における支援教育の推進に向けた検討を行い、教育的ニーズのある生徒への指導・支援の充実を図ります。

項目	概要
(1)小・中学校における交流及び共同学習の促進	すべての小・中学校において、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習のさらなる充実に努めます。 『主な取組』 ◇交流及び共同学習の指針作成 ◇交流及び共同学習の推進を図るために特別支援教育センター ^{*4} の配置検討 ◇特別支援教室 ^{*5} についての情報収集と調査研究
(2)高等学校における支援教育の推進	市立高等学校における発達段階に応じた支援教育の充実を図ります。 『主な取組』 ◇「市立高等学校における支援教育推進のための協力者会議」の設置。 ◇協力者会議の検討結果を踏まえたりーフレット作成・配付 ◇リーフレットを活用した高等学校教職員の研修の実施 ◇高等学校における取組の事例収集と発信

支援教育と特別支援教育の概念図



3 特別支援学校におけるインクルーシブ教育システムの構築

- (1) 共生社会の形成に向け、本市の特別支援学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域に開かれた学校づくり、地域の障害理解の促進、働く場の創出等について検討します。
- (2) 特別支援学校在籍児童生徒の居住地交流を促進するため、特別支援学校在籍児童生徒に対して、居住地の小・中学校に交流籍（副次的学籍）^{*6}を検討します。
- (3) 特別支援学校における基礎的環境整備や障害状況に応じた合理的配慮の在り方について効果的な事例の収集を進めるとともに、本人や保護者との支援の在り方についての合意形成やサポートノートへの適切な記載の在り方について検討します。

項目	概要
(2)交流籍の検討	特別支援学校における交流及び共同学習の推進を図るため、交流籍（副次的学籍）の在り方について検討します。 《主な取組》 ◇中央支援学校小学部における交流籍の実践と検証 ◇検証に基づき、すべての特別支援学校において交流籍の在り方について検討
(3)基礎的環境整備と合理的配慮の検討	特別支援学校における基礎的環境整備と教育的ニーズに応じた合理的配慮についての事例を収集し、合理的配慮の在り方や学校と保護者の合意形成の在り方について検討します。 《主な取組》 ◇一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的配慮の事例収集 ◇収集した事例や全国の動向を踏まえ、本市の基礎的環境整備や合理的配慮や学校と保護者の合意形成の在り方について検討

* 1 : インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

* 2 : 合理的配慮と基礎的環境整備…「合理的配慮」とは「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とする。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

「基礎的環境整備」とは「合理的配慮」の充実を図る上で、欠かせない基礎となる環境整備のこと。国、都道府県、市町村は、必要な財源を確保し、障害のある子どもと障害のない子どもがともに教育を受けるというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

(文部科学省中央教育審議会特別支援教育に関する特別委員会報告より)

* 3 : 交流及び共同学習…障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したもの。また、この二つの側面は分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。交流及び共同学習は、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものと言える。

* 4 : 特別支援教育センター…川崎市立学校における通常の学級及び特別支援学級の指導体制の充実に向けて、発達障害を含む様々な教育的ニーズのある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行う。

* 5 : 特別支援教室…制度として全授業時間固定式の学級を維持するのではなく、通常の学級に在籍した上で障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を必要な時間のみ特別の場で行う形態。(文部科学省中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」平成 17 年 12 月)

* 6 : 交流籍（副次的学籍）…ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、特別支援学校の児童生徒と小中学校の児童生徒が一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校等においても円滑に行うための仕組み。（横浜市の副学籍の定義より）本市においては、副次的学籍の目的を明確にするために「交流籍」と表現している。

基本方針Ⅱ 教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備

現状と課題

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められています。

本市においては、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場に加え、医療的ケアを必要とする児童生徒や入院している児童生徒に対する支援が求められています。

めざす方向性と具体的な取組

1 サポートノートを作成・活用し、一人ひとりの教育的ニーズの的確な把握とニーズに応じた教育の推進

- (1) 支援体制のさらなる充実を図るために、保護者・学校・関係機関等とサポートノート^{*1}の意義や活用の在り方について共通理解を図ります。
- (2) 通常の学級に在籍する教育的ニーズのある児童生徒に対して、情報の共有や支援の継続が適切に図られるよう、個別の指導計画の作成を促進します。個別の指導計画作成の研修会の開催や通級指導教室との連携による通常の学級担任やコーディネーターのための作成支援等を検討します。
- (3) 特別支援学校と特別支援学級におけるサポートノートの作成率が100%であることを踏まえ、今後は効果的な活用方法(教職員同士や保護者との目標の共有、目標を踏まえた授業づくり)についての事例収集や研究を行い、その結果を全市に発信し、サポートノートを活用した支援の充実を図ります。

項目	概要
(1)サポートノートの共通理解と周知	保護者と学校や関係機関をつなぐサポートノートのその必要性と意味について理解啓発を図ります。 ※主な取組 ◇関係機関連携会議の開催
(2)通常の学級の教育的ニーズのある児童生徒の個別指導計画作成推進	支援を必要とする児童生徒の特性やそれに適した支援方法について校内で共有し、引継ぎ等を円滑に行うため個別の指導計画の作成を推進します。 ※主な取組 ◇通級指導教室のセンター的機能を活用した作成支援の検討 ◇個別の指導計画作成の研修の開催
(3)特別支援学校・特別支援学級における活用と支援の充実	サポートノートの効果的な活用の充実を図ります。 ※主な取組 ◇効果的な活用の事例収集と学校や保護者に向けた発信

2 小・中学校の通常の学級及び高等学校における支援体制整備の推進

- (1) すべての子どもの学びやすさのために授業のユニバーサルデザイン化^{*2}を推進します。
- (2) 小・中・高等学校の連続した学びの中で、「かわさき共生＊共育プログラム^{*3}」を計画的に実施することで、早期に個人や学級の状況を把握し、好ましい人間関係づくりや学級づくりを進めます。
- (3) 小・中・高等学校における多様な教育的ニーズのある児童生徒の支援を充実させるために特別支援教育サポーターの適切な配置に努めます。

項目	概要
(1)授業のユニバーサルデザイン化の推進	誰にとってもわかりやすい授業のユニバーサルデザイン化を進めます。 『主な取組』 ◇リーフレット見直しと再配布 ◇校種別研修の充実と効果的な取組の発信
(2)「かわさき共生＊共育プログラム」の活用による好ましい学級づくりの推進	計画的なプログラムの実施により、望ましい集団作りを進めます。 『主な取組』 ◇効果測定とプログラムの効果的な実施
(3)特別支援教育サポーターの適切な配置	多様な教育的ニーズに適切に応えるための特別支援教育サポーターの配置について検討を進めます。 『主な取組』 ◇各学校におけるニーズ調査と適切な配置の在り方の検討

3 通級指導教室の教育の充実

- (1) 小学校の通級指導教室について、教室間の連携を促進し、より効果的な指導体制を構築することを目的として、宮前区と多摩区の言語と情緒関連の通級指導教室の併置について検討を進めます。また、中学校の通級指導教室のさらなる拡充の必要性について調査研究を行います。
- (2) 発達障害のある児童生徒へのICT機器の効果的な活用方法について、通級での研究を推進するともに、その成果を全市に発信し、教育的ニーズのある児童生徒の指導の充実を図ります。
- (3) 弱視通級指導教室の必要性等について調査研究を行います。

項目	概要
(1) 小学校通級の併置の検討	宮前区と多摩区において、併置に向けての検討を行います。 《主な取組》 ◇併置に向けて必要な調査及び検討
(1) 中学校通級拡充の必要性についての研究	中学校の通級指導教室のさらなる拡充の必要性について研究を行います。 《主な取組》 ◇拡充の必要性についての調査基礎研究 ◇研究結果を踏まえた展開
(2) ICT機器を活用した指導方法の通級における研究の推進	通級においてICT機器の効果的な活用に向けて、研究に取り組み、その成果を市内に発信することを支援します。 《主な取組》 ◇研究校での取組 ◇研究成果の発信等への支援
(3) 弱視通級指導教室の必要性等にかかる調査研究	弱視通級指導教室について、その必要性等について、調査研究を行います。 《主な取組》 ◇情報収集と調査研究 ◇必要性についての検討

4 特別支援学級の教育の充実

- (1) 特別支援学級の児童生徒の障害の重度・重複化、多様化により安全・安心で専門的な教育が求められています、そのため、こども家庭センターや地域の療育センターの専門職（作業療法士^{*4}・理学療法士^{*5}・言語聴覚士^{*6}）との連携により障害に応じた教育の充実を図ります。
- (2) 重度の障害児童生徒に対する支援体制が求められており、階段昇降機の配置等の教育環境のバリアフリー化や摂食指導（再調理を含む）・生活介助のための支援人材（特別支援教育サポーター等）の効果的な活用や適切な配置の在り方について検討します。
- (3) 特別支援学級の在籍児童生徒の増加に対して、特別支援学校のセンター的機能を中心とした支援体制の充実を図ります。
- (4) さくら小学校における交流及び共同学習の研究成果の全市での共有に努めるとともに、研究成果を基にさくら小学校の重複障害指導グループ^{*7}のより良い在り方を検討します。

項目	概要
(1)専門職との連携による自立活動の充実	専門職との連携により、障害に応じた自立活動の充実を図ります。 《主な取組》 ◇こども家庭センターによる専門職派遣を継続 ◇療育センターや特別支援学校に在籍する専門職との連携の在り方について検討
(2)重度の障害児童生徒に対する支援体制の検討	重度の障害児童生徒に対する支援体制について検討します。 《主な取組》 ◇重度の障害児童生徒に対して、小・中学校における支援体制について検討と結果の周知
(3)特別支援学級の支援体制整備	特別支援学校による効果的な支援の充実に努めます。 《主な取組》 ◇特別支援学校のセンター的機能による効果的支援の在り方について検討と支援の充実
(4)さくら小学校の研究成果を基に重複障害指導グループの在り方の検討	交流及び共同学習の研究成果や重複障害指導グループの在り方検討会の協議を踏まえて、重複障害児童のより良い教育の在り方を検討します。 《主な取組》 ◇さくら小学校重複障害指導グループの在り方検討会での協議と協議に基づく展開

5 入院・施設入所児童生徒の教育の充実

- (1) 市内の病院に長期入院する児童生徒が多くいることから、学習環境を整備する必要があります。入院している児童生徒に対し学籍を移したうえで、学習環境の整備や学習の指導を行い適切に対応するために、中央支援学校に病弱教育部門を設置し、訪問指導^{*8}を行います。
- (2) 平成27年度に中原区に設置される情緒障害児短期治療施設^{*9}内における教育施設を井田小・中学校の特別支援学級分教室として開設し、施設を運営する社会福祉法人とも連携を取りながら、教育環境を整備し、安定した学級運営に向けた支援をします。また、分教室を開設した後も、必要な支援を継続します。

項目	概要
(1) 入院児童生徒の学習支援の充実	長期入院する児童生徒に対し、学習環境の整備や学習指導を行い適切に対応します。 《主な取組》 ◇中央支援学校の訪問部による病院への訪問指導 ◇聖マリアンナ医科大学病院内の稗原小学校、菅生中学校の特別支援学級（病弱）を継続
(2) 情緒障害児短期治療施設内の教育環境整備	施設を運営する社会福祉法人と連携しながら教育環境を整備し、安定した学級運営を支援します。 《主な取組》 ◇情緒障害児短期治療施設の教育施設内に、井田小・中学校の特別支援学級分教室を開設

6 特別支援学校の教育の充実

- (1) 特別支援学校の児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対して、障害に応じた学習指導や学級運営の在り方を指導助言するために、特別支援学校に専門家（学識経験者）を定期的に派遣することについて中央支援学校小学部の実践を基に検討します。
- (2) 特別支援学校の児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対して、自立活動の充実を図り安全・安心な教育を推進するため、専門職（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・看護師等）の配置の在り方について、県教育委員会の手法を参考に関係者による検討を実施します。
- (3) 重度障害児童生徒の教育の充実に向け、特別支援学校のセンター的機能^{*10}の一環として、ボランティアの養成等に取組む必要があります。
- (4) 中央支援学校大戸分教室、稻田分教室の在籍児童数の推移や教育実践を踏まえ、分校化も含め運営の在り方について検討します。
- (5) 川崎市域の特別支援学校高等部希望者の増加に対して、特別支援学校高等部の受け入れ枠の拡充について、県教育委員会と連携して検討します。
- (6) スクールバス運行会議において、乗車する児童生徒の増加と車椅子児童生徒に対応する適切な配置計画の作成、乗車時間の軽減に向けた効率的運行等について検討します。また、県立麻生養護学校・県立高津養護学校と市立中央支援学校間の運行エリアについて、県教育委員会との調整に取組みます。
- (7) 特別支援学校高等部の障害の比較的軽度の生徒に対して社会的自立を促進するため、中央支援学校の高等部分教室の今後の在り方について、専門学科^{*11}を持つ高等特別支援学校^{*12}を含めた検討を行います。
- (8) 特別支援学校高等部の障害の比較的軽度の生徒に対して社会自立を促進するため、田島支援学校におけるコース制の実践を踏まえて、専門学科の設置を含めて検討します。
- (9) 聴覚障害児童生徒に対する専門的教育の充実と、幼児児童生徒同士の連携の機会を提供するため、教育活動の活性化や専門性の向上、本市の聴覚支援センター^{*13}として教育相談、通級による指導、巡回指導等の体制充実を図ります。
- (10) 聴覚障害児童生徒の発達の実態に即した指導の充実や、進学や就職に向けた進路指導の充実について検討します。

項目	概要
(1)専門家の定期派遣	児童生徒の重度・重複化、多様化に対して、障害に応じた学習指導や学級指導について支援します。 『主な取組』 ◇専門家（学識経験者）の定期的派遣の検討
(2)重度障害児童生徒に対する安全・安心な教育の促進	自立活動の教育の充実を図り安全・安心な教育を推進します。 『主な取組』 ◇専門職（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・看護師等）の配置の検討
(3)センター的機能としてのボランティアの養成	特別支援学校のセンター的機能の一環として、ボランティアの養成について学校と検討を進めます。
(4)中央支援学校大戸分教室・稻田分教室の在り方の検討	中央支援学校大戸分教室・稻田分教室の今後の在り方について検討します。 『主な取組』 ◇分校化も含めた今後の在り方についての検討
(5)児童生徒数の増加に対する対応	特別支援学校高等部の受け入れ枠の拡充について、県教育委員会と協議します。
(6)スクールバスの運行エリアの調整	スクールバスの運行エリアをより効率的に調整します。 『主な取組』 ◇スクールバス運行会議による、適正な配置計画の作成や効率的な運行による乗車時間の軽減を図るための検討
(7)中央支援学校高等部分教室の拡充	中央支援学校高等部分教室の拡充について検討します。 『主な取組』 ◇専門学科を持つ高等特別支援学校を含めた検討
(8)田島支援学校コース制の充実	田島支援学校高等部におけるコース制の充実を図ります。 『主な取組』 ◇職業教育を主とする専門学科の検討
(9)聴覚障害教育の充実	聴覚障害教育の充実に向けて取組みます。 『主な取組』 ◇教育活動の活性化や専門性の向上に向けた研修の検討 ◇聴覚支援センターとしての体制の充実
(10)進路指導の充実	聴覚障害児童生徒の発達の実態に即した指導や、進路指導の充実について検討します。 『主な取組』 ◇教育課程や支援の在り方、進路指導の充実についての検討

7 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援の推進

- (1) 田島支援学校を、川崎南部地区の医療的ケア^{*14}の拠点校と位置づけ、本校と桜校に看護師を配置し、看護師との連携のもとに研修を経た医療的ケア担当教員による実施体制を整備します。
- (2) 小・中学校における医療的ケアの安全実施を大切にしながら、衛生的に行う場所の確保、看護師の受け入れ体制の整備、複数のケアへの対応等について、児童生徒の実態や保護者のニーズに応じた柔軟な在り方について検討します。

項目	概要
(1)田島支援学校の医療的ケア拠点校としての整備	看護師との連携のもとに、研修を経た担当教員の医療的ケアの実施を開始します。 『主な取組』 ◇医療的ケアを実施する体制整備 ◇看護師・担当教員研修を実施 ◇医療的ケア運営会議、専門部会、校内委員会における安全実施の承認・確認
(2)小・中学校における医療的ケアの在り方の検討	小中学校における医療的ケアの実施に関する調査研究をします。 『主な取組』 ◇医療的ケア運営会議における安全実施の承認・確認 ◇柔軟な在り方について検討
(3)特別支援学における医療的ケアを必要とする児童生徒の登校支援の調査研究	特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の登校支援について調査研究をします。 『主な取組』 ◇医療的ケアを必要とする児童生徒の登校支援の調査研究

* 1 : サポートノート…川崎市独自の書式による「個別の教育支援計画」のこと。個別の指導計画を含む。

* 2 : 授業のユニバーサルデザイン化…障害がある子どもだけでなく、すべての子どもにとってわかりやすい授業のこと。整理整頓やルールの明確化・目でも耳でもわかる提示の仕方の工夫等に取組むと同時に、子ども同士が尊重し合い、助け合える学級づくりが基盤となる。

* 3 : かわさき共生＊共育プログラム…社会性を育むプログラム。小・中・高等学校までの連続した学びの中で「豊かな自分づくり」「友だちづくり」「仲間作り」のステップを踏みながら、学年の指導に系統性をもたせた人間関係づくりのエクササイズを繰り返し行っていく。

* 4 : 作業療法士…身体又は精神に障害のある人、またはそれが予測される人に対し、その主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復、維持及び開発を促す作業活動を用いて、治療、指導及び援助を行う専門職。

* 5 : 理学療法士…怪我や病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。

* 6 : 言語聴覚士…ことばによるコミュニケーションに問題がある人に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職。また、摂食・嚥下の問題にも専門的に対応する。

(各協会のHPより抜粋)

* 7 : さくら小学校重複障害指導グループ…桜本小学校と東桜本小学校の学校統合により、さくら小学校が誕生した。桜本小学校の特別支援学級と東桜本小学校の重複障害特別支援学級は、制度上は同じ学校教育法第81条の「特別支援学級」であるため、現在は、「特別支援指導グループ」と「重複障害指導グループ」と称してそれぞれの障害に応じた指導を実施している。

* 8 : 訪問指導…病気やけがのために入院して学校に通えない児童生徒に対し、特別支援学校の訪問部から教師が派遣され、病院と連携を深めながら、週2～3回、1回2時間程度指導を行う。その際、児童生徒の学籍を特別支援学校に移す必要がある。

* 9 : 情緒障害児短期治療施設…児童福祉法第43条に規定されている施設で、心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を中心に、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行う施設。

* 10 : 特別支援学校のセンター的機能…学校教育法第74条や特別支援学校学習指導要領により、特別支援学校は、地域の学校を支援する特別支援教育のセンター的機能が義務付けられた。これに基づき、夏季の職員向け研修会の実施や、小・中・高等学校の要請に応じて学校へ出向き指導助言を行っている。

* 11 : 専門学科…平成21年3月に告示された文部科学省の特別支援学校高等部学習指導要領の第1章総則第2節教育課程の編成第3款第1章に国語や外国語等の教科に加え、専門学科において「家政」「農業」「工業」「流通・サービス」「福祉」の教科を履修させることができる。本市においては、働く意欲や技能だけでなく、豊かな人間性を含め、総合的に社会自立に向けた力を育てる教育課程の専門学科の検討が求められている。

* 12 : 高等特別支援学校…近年、各都道府県や政令指定において新設が相次いでいる学校。知的障害教育部門高等部単独で設置されることが多く、就労に重点を置いた教育課程により、障害のある生徒の社会自立をめざす。

*13：聴覚支援センター…特別支援学校のセンター的機能として、聴覚障害教育の高い専門性を生かして、0歳から2歳児を対象とした教育相談や、専門的指導を必要とする児童生徒のための通級指導教室や、市内の幼・小・中・高等学校に在籍している幼児児童生徒及び担当教員への巡回相談、指導・支援を行う。

*14：医療的ケア…医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養、たんの吸引等の行為である。本市では、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、また、小・中学校においては、週1回90分の看護師訪問を行い、毎日付き添う保護者の負担軽減を図る。

基本方針Ⅲ 小・中・高等学校における支援体制整備と

学校支援ネットワークの充実

現状と課題

平成24年度の文部科学省調査報告によると、小・中学校の通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒の割合は、小学校では7.7%、中学校では4.0%となっており、早期からの適切な支援の必要性が強く求められています。学校における支援の核となる特別支援教育コーディネーターは、学級担任を兼務している状況が多く、業務に専念できる環境を作ることが課題となっています。

このような小・中学校のコーディネーターや担任を支援するため、通級指導教室、特別支援学校、専門機関等の専門性を活かした学校支援ネットワークの整備が求められています。

めざす方向性と具体的な取組

1 小学校における児童支援コーディネーターによる支援体制整備の推進

(1) 児童支援コーディネーター^{*1}が、家庭環境・友達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童に対して、教育的ニーズに応じた支援体制を構築し、早期に適切な支援と教育を実施することで課題の改善が図れるよう、その活動に専念できる環境の整備を進めます。

項目	概要
(1)児童支援コーディネーターの専任化の推進	小学校における多様な教育的ニーズのある児童への適切な支援を早期に行うことで課題の改善が図れるよう、核となる児童支援コーディネーターの専任化を推進します。 ※主な取組 △児童支援コーディネーターの専任化の推進

2 中・高等学校における校種の特性や発達段階に応じた支援体制整備の推進

- (1) 特別支援の視点を取り入れた生徒指導や授業のユニバーサルデザイン化、一人ひとりの特性の理解に基づく進路指導等、中学校における支援体制のさらなる充実を図ります。
- (2) 高等学校に在籍する教育的ニーズのある生徒に対する理解促進と効果的な支援の在り方について検討を進め、校内における支援体制のさらなる充実を図ります。

項目	概要
(1)中学校における支援体制整備	発達段階に応じた中学校における支援体制の充実に努めます。 『主な取組』 ◇特別支援教育推進モデル校による取組と成果の発信
(2)高等学校における特別支援教育の推進	発達段階に応じた高等学校における支援体制の充実に努めます。 『主な取組』 ◇研究協力者会議の設置 ◇リーフレット作成・配付 ◇教職員への研修の充実 ◇協力校の設置検討
(2)高等学校への支援人材の配置と効果的な活用の在り方検討	高等学校における発達段階や校種の特性に応じた支援の充実を図るために、支援人材の効果的な在り方について検討します。 『主な取組』 ◇特別支援教育センターの配置と効果の検証 ◇就労支援員 ^{*2} の活用 ◇巡回相談員の活用と効果の検証

3 通級指導教室・特別支援学校のセンター的機能による学校支援の充実

- (1) 小・中・高等学校の通常の学級に在籍する発達障害等、支援の必要な児童生徒とその担任への支援をさらに充実させるために、通級指導教室のセンター的機能の充実に努めます。また、必要となる担当者の時間確保のため、入級審査会の審査方法や在籍期間等、運営面での改善を検討します。
- (2) 小・中学校の特別支援学級に対する支援を充実させるために、特別支援学校のセンター的機能の充実に努めます。このために特別支援学校がもつ専門性を効果的に学校支援に活かせるように、市域の特別支援学校間の連携体制を強化します。
- (3) 特別支援学校のセンター的機能を充実させるために、専門職（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・看護師等）の配置の在り方を検討し、特別支援学級への支援を中心に、小・中・高等学校に対する支援の充実を図ります。

項目	概要
(1)通級指導教室のセンター的機能の充実	通級指導教室のセンター的機能を強化し、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒への支援を充実します。 《主な取組》 ◇運営面の改善 ◇小・中・高等学校との連携の充実
(3)特別支援学校のセンター的機能の充実	特別支援学校のセンター的機能を充実させるために、専門職の配置を始め、必要な手立てを検討していきます。 《主な取組》 ◇専門職の配置の検討 ◇検討結果に基づく展開

4 学校支援ネットワークの充実

- (1) 小・中・高等学校の通常の学級や特別支援学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒とその担任や学校を支援するため、巡回相談員・巡回指導員・地域支援チーム等の効果的な活用の在り方について検討します。また、学校とそれぞれの地域の専門機関（特別支援学校・区のこども支援室・こども家庭センター・児童相談所・地域の療育センター・発達相談支援センター・福祉関係施設・N P O 法人等）との専門性に応じた効果的な連携の在り方について検討します。
- (2) 学校の状況を理解した上で効果的な支援につながるよう、支援機関担当者と学校や教育委員会との情報共有や研修の在り方について検討します。

項目	概要
(1)学校支援の在り方の検討	通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒とその担任を支援する体制を総合的に検討し、各機関の専門性を活かした効果的な支援体制づくりをめざします。 《主な取組》 ◇巡回相談員・巡回指導員・地域支援チームの効果的な支援の充実 ◇地域の専門機関のそれぞれの専門性を応じた効果的な連携の在り方について検討と周知
(2)支援機関担当者との情報共有や研修の在り方検討	各支援機関の担当者が、学校の現状を理解したより適切な支援となるよう学校や教育委員会との情報共有の場の設定や研修の相互交流をめざします。 《主な取組》 ◇地域の専門機関の担当者と学校間で情報交換ができる場を設定 ◇地域の専門機関と特別支援学校で研修の相互交流

* 1 : 児童支援コーディネーター…小学校において、従来の特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、教育相談・児童指導のスキルも併せもち、児童の抱える課題の背景を的確に看取り、校内体制を構築して支援にあたる際に核となる教員。いじめ・暴力行為・不登校をはじめ一人ひとりの子どもの教育ニーズに迅速、的確な対応を可能とするための体制作りを促進することが目的。児童支援コーディネーターがその業務に専念する環境を整えるため、非常勤等を配置し、専任化を図る。

* 2 : 就労支援員…特別支援学校の高等部の生徒の職場実習の先や就職先となる企業を開拓し、企業へ就労した生徒の就労が継続するよう、企業との連携を図るなどの企業への就労に関する支援を行う非常勤職員。企業での経験のある者を雇用し、企業との連携を進めている。

基本方針IV 教職員の専門性の向上

現状と課題

支援教育を推進するためには、一人ひとりの教育的ニーズに応じた理解と支援に加え、周りの子どもたちの障害理解を促進する必要があり、そのために、すべての教職員に特別支援教育の基礎的な知識の習得と理念の理解が欠かせません。

さらに、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加や障害の重度・重複化、多様化等が進行している中、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校においては教員の専門性の確保が課題となっており、特別支援学校教諭免許状取得率の向上等の特別支援教育の専門性を計画的に向上させることが求められています。

めざす方向性と具体的な取組

1 すべての教職員に特別支援教育に関する基礎的な知識の習得に加え、支援教育の理念の理解促進

- (1) 支援教育の推進に向けた支援教育やインクルーシブ教育システム構築の考え方について、関係機関や学校管理職等への周知を図るほか、研修の実施等により理解を図ります。
- (2) 発達障害等の障害の特性の理解と二次障害^{*1}の防止のために、管理職研修や新採用教員研修、コーディネーター養成研修や希望研修を通じ、具体的な方法を研修するほか、学校で活用して研修ができる資料を作成し、サインズ^{*2}・校務支援システム^{*3}などで配信できるよう取組みます。

項目	概要
(1) 支援教育やインクルーシブ教育システム構築の考え方の周知	支援教育やインクルーシブ教育システム構築の考え方について、丁寧に周知を図ります。 《主な取組》 ◇理念の周知 研修の実施
(2) 発達障害等に関する学校管理職等への研修	発達障害等の障害の特性と効果的な支援について、様々な研修の機会を利用して周知を図ります。また、校内研修を促進するために必要な資料等をインターネット等で配信します。 《主な取組》 ◇研修用資料の作成 研修用資料の配信

2 多様な学びの場における教職員の専門性の向上

- (1) 通級指導教室においては、教室の新設や担当教員の世代交代等に伴い担当教職員の専門性の向上が求められています。研修の体系化や質の向上に取組むとともに、言語聴覚士や作業療法士などの専門職の巡回による指導助言等についても検討します。
- (2) 特別支援学級においては、在籍児童生徒数の増加に加え、障害の重度・重複化、多様化の課題に対して、教職員の専門性の育成が求められています。そのため、特別支援学校の公開研修、小・中学校の特別支援教育研究会主催との連携により、実践的な研究や研修の充実を図ります。また、地域の療育センターや福祉関係施設等と研修における連携を推進します。
- (3) 特別支援学校においては、在籍児童生徒の増加に加え、肢体不自由教育部門の新設、医療的ケアの充実、企業就労による社会自立の促進などに対する新たな対応が求められ、担当する教職員の専門性が必要となっています。そのため、各学校における授業研究や支援会議による専門性の向上に加え、横浜国立大学、国立特別支援教育総合研究所、福祉関係施設、就労関係機関等の専門機関と連携した、より専門的な研修に取組みます。

項目	概要
(1) 通級指導教室教職員の専門性の向上	通級指導教室を担当する教職員の専門性の維持・向上に努めます。 《主な取組》 ◇研修の体系化と研修の質の向上 ◇担当教員の計画的な養成と配置の推進 ◇専門職の巡回の検討
(2) 特別支援学級教職員の専門性の向上	特別支援学級を担当する教職員の専門性の維持・向上に努めます。 《主な取組》 ◇規模の大きな学級の学級経営や教育課程について、小・中学校の研究会と連携した研究と成果の発信 ◇発達障害や軽度の知的障害のある児童生徒に対する教科指導の研究とそれに基づく研修の実施 ◇障害理解の促進と二次障害を防ぐための適切な支援の研究と成果の発信 ◇特別支援学校との人事交流を通じて、中核となる教員の養成 ◇免許法認定講習会による計画的な免許取得の検討 ◇特別支援学校区分採用教員の特別支援学級への配置の推進 ◇児童生徒の障害特性に応じた授業研究や教材研究の促進 ◇地域の療育センターや福祉関係施設との連携

項目	概要
(3)特別支援学校教職員の専門性の向上	<p>特別支援学校教職員の専門性の維持・向上に努めます。 《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇校内授業研究の充実 ◇児童生徒の障害理解を進めるための支援会議へ専門員派遣の拡充 ◇免許法認定講習会による計画的な免許取得の検討 ◇児童生徒の障害特性に応じた授業研究や教材研究の促進 ◇特別支援学校区分の採用の継続と中核となる教員育成のために、福祉機関等と連携した体験型研修の検討と実施 ◇横浜国立大学や国立特別支援教育総合研究所等による専門的な研修への職員派遣やインターネット等での研修に向けた検討

* 1：二次障害…適切な障害の理解がなされないため、不適切な対応により、本来の障害によるもの以上の困難さを生じ、良好な社会適応が妨げられている状況。

* 2：サインズ…市立学校において、教職員の校務を行うためのインターネット。学校内の情報共有や学校間又は学校と総合教育センターとの情報共有もできるシステム。個人情報が保護されるよう情報の管理も十分配慮されている。

* 3：校務支援システム…市立学校の教職員が、校務を効率的に行うために開発されたソフトウェア。教職員間での情報共有や統一した書式による入力情報の共有などにより業務の効率化が図られている。

基本方針V 相談や保護者支援の充実

現状と課題

特別支援教育に関する教育相談件数の増加に伴う申込から相談開始までの期間の長期化や相談内容が多様化、複雑化しています。そのため、早期に教育相談を開始し、継続して相談を行う体制を検討する必要があります。また、共生社会の形成をめざすためには保護者同士の共通理解を進めて、互いに連携していく関係づくりが大切になります。

めざす方向性と具体的な取組

1 「教育支援委員会」の考え方に基づく就学相談及び就学後の支援の見直し

- (1) インクルーシブ教育システム構築のために、文部科学省中央教育審議会特別支援教育に関する特別委員会報告（H24.7）の「教育支援委員会^{*1}」の考え方に基づき、「川崎市就学指導委員会」の在り方について検討します。

項目	概要
(1)就学相談及び就学後の支援の見直し	就学相談や就学後の支援に関する特別委員会の報告に基づいた国、県、他都市の動向について情報収集し、本市の状況に応じた在り方を検討します。 『主な取組』 ◇国や県の動向の確認と他都市の状況等の情報収集 ◇就学相談や就学後の支援の充実をめざした仕組みを研究 ◇就学指導委員会における検討

2 中学校における進路相談・進路指導の充実

(1) 中学校に在籍する障害のある生徒やその保護者に対して、進路の最新の情報が適切に提供され、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応えることができる学びの場等の選択が可能となるよう、中学校、高等学校、特別支援学校の連携を充実させる仕組みについて検討します。

項目	概要
(1)障害のある生徒とその保護者への適切な情報提供	多様な教育的ニーズのある生徒一人ひとりが、最も適切な学びの場を選択できるよう必要な情報提供が行える仕組みについて検討します。 『主な取組』 ◇特別支援学級担当者会での進路情報提供の充実 ◇中学校の研究会と連携した進路学習会での情報提供と進路指導研修
(1)中学校における進路相談・進路指導の充実	進路担当者と特別支援学校や関係機関との連携、高等学校との情報交換等の仕組みを検討し、生徒のより適切な進路選択を進めます。中学校と高等学校の特別支援教育コーディネーターが連携することで、効果的な支援の継続を図ります。 『主な取組』 ◇中学校の進路担当者と特別支援学校や高等学校との情報交換の仕組みを検討 ◇中学校と高等学校の特別支援教育コーディネーター同士の情報交換の場を設置

3 保護者相談・支援の在り方の検討

- (1) 早期からの保護者の相談支援と子育て支援の充実するために関係機関の連携を図り、サポートノート等を活用するなど教育相談を充実します。
- (2) 学校における相談^{*2}の充実のためにリーフレットや学校便り等での周知を推進し、すべての保護者に支援が必要な児童生徒の理解を進めます。また、管理職を含め、児童支援コーディネーターや特別支援教育コーディネーターに対して教育相談の在り方を研修し学校における教育相談を進めます。
- (3) 保護者同士の力を活用した相談と相互支援を進めるために、各種親の会、障害者団体、地域教育会議、PTA活動との連携を促進します。

項目	概要
(1)サポートノート等の活用など教育相談の充実	サポートノートを活用し、特別支援教育センターの教育相談や関係機関連携の充実や効率化を図ります。 『主な取組』 ◇サポートノートの効果的な活用についての検討と周知
(2)学校における相談の充実	学校における教育相談を充実させるためにリーフレット等を作成し、管理職研修や特別支援教育コーディネーター連絡協議会で研修します。 『主な取組』 ◇リーフレットの作成配布 ◇管理職や特別支援教育コーディネーターへの研修実施
(3)保護者同士の力を活用した教育相談	各種親の会、障害者団体、地域教育会議、PTA活動との連携を促進します。 『主な取組』 ◇主催事業や研修会等への後援や広報への協力 ◇保護者向け理解啓発

* 1 教育支援委員会…多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、従来の「就学指導委員会」の機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことを期待し、仮称として示された委員会の名称。

* 2 学校における相談…各小・中・高等学校において、児童支援コーディネーターもしくは特別支援教育コーディネーターを指名し、教育相談の窓口として周知を図り、相談体制の充実を図っている。これにより、保護者は担任や管理職だけでなくコーディネーターと児童生徒の学習面や行動面、対人関係面等の困っていることについて相談が可能となり、教育的ニーズや支援方法等について、共通理解を図って支援を行う。

資 料 編

川崎市特別支援教育推進検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成17年3月に策定された本市の10年間の特別支援教育の方針である、「川崎市特別支援教育推進計画」を検証し、平成27年4月からの本市の特別支援教育の方針である「第2期特別支援教育推進計画」への専門知識の導入、市民意見の反映等を目的とする検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 今後の川崎市の特別支援教育の基本方針
- (2) 特別支援教育を推進するまでの教育システムの見直し及び人材育成計画等

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民代表
- (3) 障害者関連団体代表
- (4) 保護者代表
- (5) 学校関係者
- (6) 行政関係者

(委員)

第4条 検討委員会の委員は教育長が委嘱する。

- 2 検討委員会に委員長、副委員長を置く。
- 3 検討委員会の委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 4 委員長は検討委員会の議長を務め、検討委員会を代表し会務を総括する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 検討委員会は必要に応じて関係者を招致し、意見を聴取することができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討委員会)

第6条 検討委員会は委員長が召集する。ただし、第1回は教育長が召集する。

- 2 検討委員会は委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 検討委員会は原則公開とする。

(専門部会)

第7条 検討委員会に、専門の事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課に置く。

附 則

この要綱は平成24年6月1日から実施する。

特別支援教育推進検討委員会 専門部会 設置要領

(目的)

第1条 この要領は、第2期川崎市特別支援教育推進検討委員会設置要綱（平成24年6月1日実施）第7条に定める専門部会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項を検討し、川崎市特別支援教育推進検討委員会委員長（以下「委員長」とする）に報告するものとする。

（1）今後の聾学校のあり方

（2）今後の養護学校高等部分教室のあり方

(組織)

第3条 専門部会は、次に掲げる部会員をもって組織する。

（1）関係団体

（2）保護者

（3）聾学校長

（4）聾学校教職員

（5）養護学校長

（6）養護学校分教室教職員

（7）総合教育センター特別支援教育センター室長

（8）指導課特別支援教育調整担当課長

(委員)

第4条 専門部会の委員は委員長が委嘱又は任命する。

2 専門部会に部会長、副部会長を置く。

3 専門部会の部会長及び副部会長は委員長が指名する。

4 部会長は専門部会の議長を務め、専門部会を代表し会務を総括する。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

6 専門部会は必要に応じて関係者を招致し、意見を聴取することができる。

(委員の任期)

第5条 部会員の任期は26年3月31日までする。

2 補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討委員会)

第6条 専門部会は部会長が召集する。

2 専門部会は部会員の半数以上の出席をもって成立する。

(事務局)

第7条 専門部会の事務局は川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課に置く。

附 則

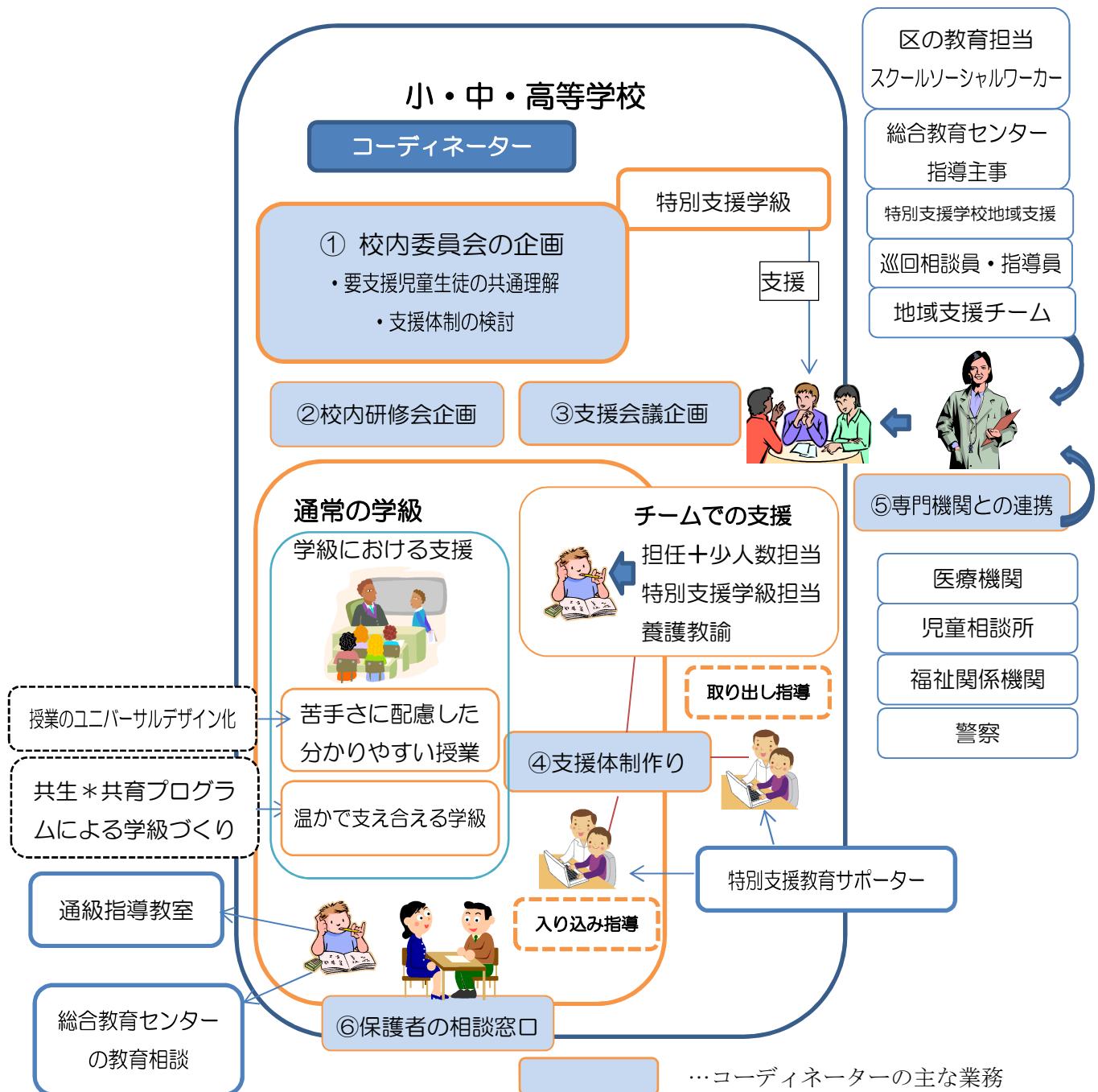
この要領は平成25年9月17日から実施する。

川崎市特別支援教育推進検討委員会名簿

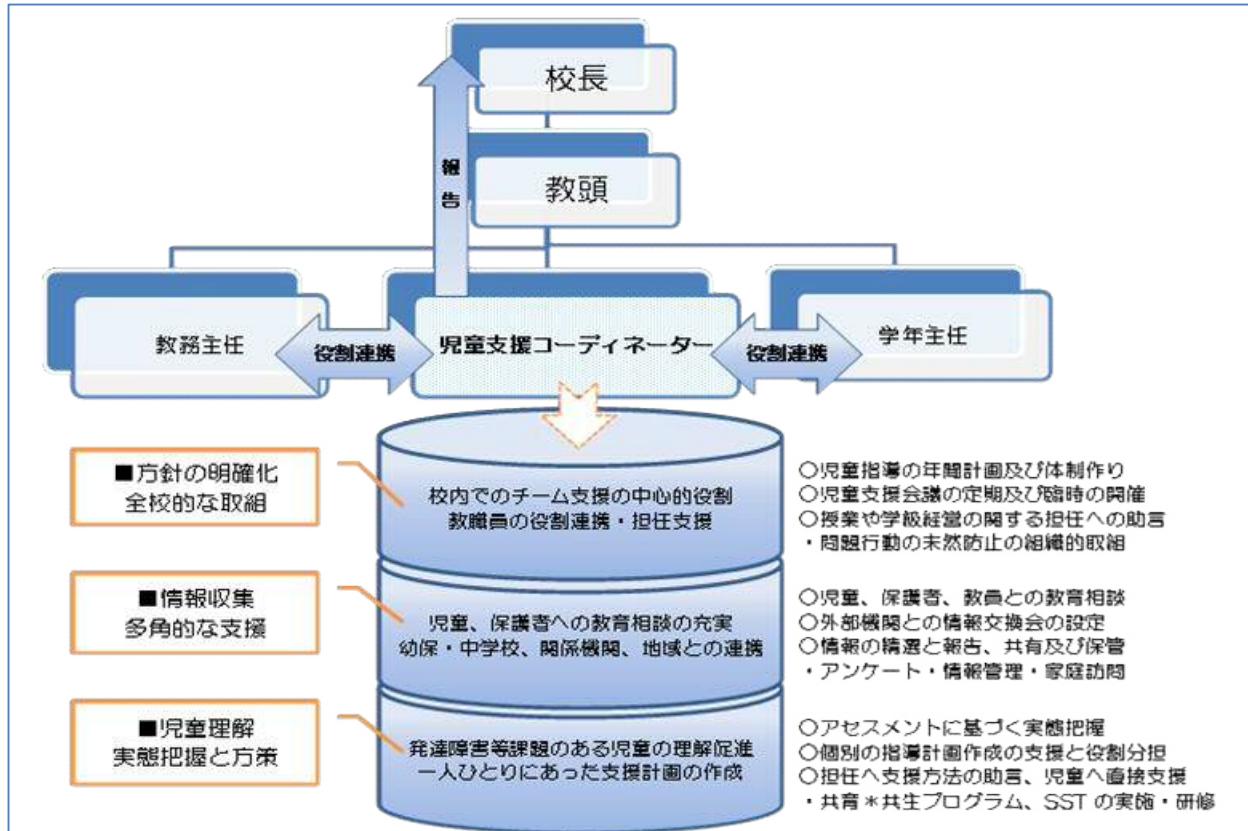
	領域	氏名	所属
1	学識経験者	関戸 英紀	横浜国立大学教授
2		笹森 洋樹	国立特別支援教育総合研究所 総括研究員
3	市民代表	明石 洋子	川崎市自閉症協会会長
4		井田 正敏	川崎市障害福祉施設事業協会
5		名古屋 洋一	市PTA連絡協議会代表（理事）
6	保護者代表	板垣 ひとみ	特別支援学校PTA会長代表
7		高橋 恵子	通級指導教室親の会代表
8		伊藤 慈 小松 紀子	中学校特別支援学級保護者代表(H24) 県立特別支援学校保護者代表 (H25)
9		中西 伸夫	特別支援校長代表
10	学校関係者	中島 慎一	小学校長会代表
11		菅原 隆雄 伊藤 一晴	中学校長会代表 (H24) 中学校長会代表 (H25)
12		鈴木 朱美	教職員代表

事務局	亀川 栄	総合企画局 企画調整課長	(H24)
	中村 茂	総合企画局 企画調整担当部長	(H25)
	三田村 有也	行財政改革室 担当課長	(H25)
	左近 志保	健康福祉局 障害計画課長	(H24)
	川島 伸一	健康福祉局 障害計画課長	(H25)
	山口 佳宏	市民・こども局 こども福祉課長	(H24)
	野神 昭雄	市民・こども局 こども福祉課長	(H25)
	島田 秀雄	学校教育部指導課長	
	巴 好子	特別支援教育センター室長	(H24)
	増田 亨	特別支援教育センター室長	(H25)
	上杉 忠司	学校教育部 指導課担当課長	
	古俣 和明	学校教育部 指導課 特別支援教育係長	
	栗山 八寿子	学校教育部 指導課指導主事	
	稻葉 武	特別支援教育センター指導主事	
	廣瀬 浩幸	学校教育部 指導課 特別支援教育係職員	

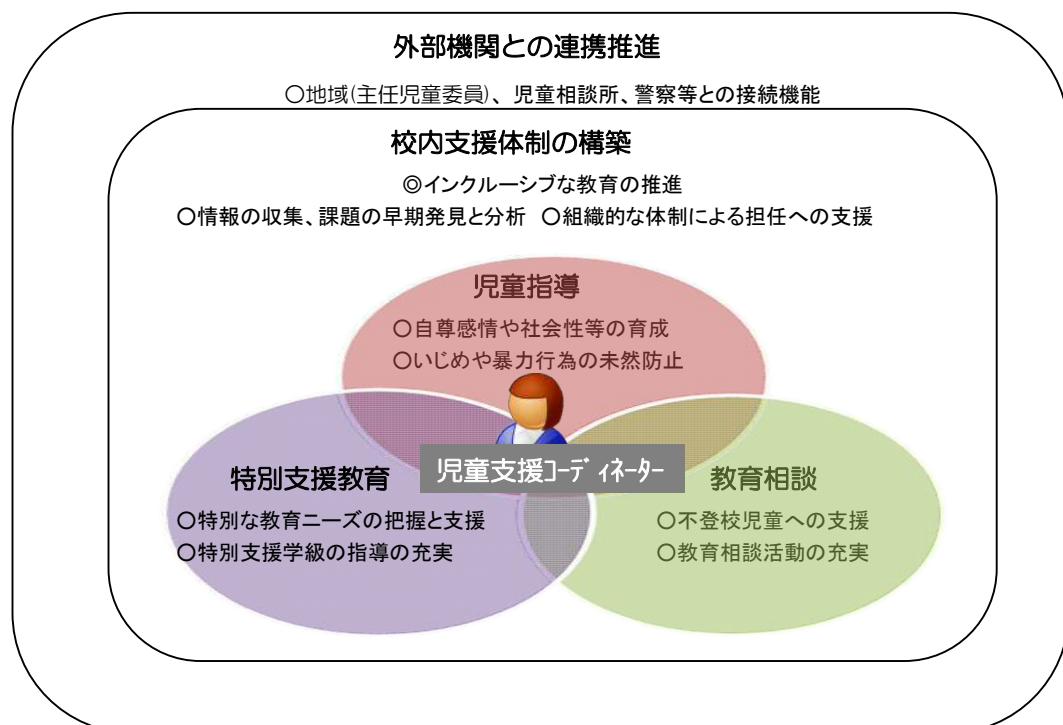
小・中・高等学校における校内支援体制



■児童支援活動校内組織のイメージ



■児童支援コーディネーターに求められる役割のイメージ



「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」について

1 学習指導要領の規定

(盲学校、聾学校及び養護学校小・中学部学習指導要領 平成11年3月)

第1章 第2節 第7 指導計画作成等に当たって配慮すべき事項 1 (5)

重複障害者の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。

第5章 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。

2 障害者基本計画

障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う。

障害者プラン

<第一 一貫した相談支援体制の整備> c.

盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する。

3 発達障害のある児童生徒への支援について

(初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ・青少年局長3局長通知) (平成17年4月1日)

第2 発達障害のある児童生徒等への支援について

1 (1) 小学校等における「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成

小学校等においては、必要に応じ、児童生徒一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

(2) 盲・聾・養護学校、小学校等の特殊学級及び通級による指導においては、自閉症の幼児児童生徒に対する適切な指導の推進を図ること。その際には、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

4 中央教育審議会答申（平成17年12月8日）の一部抜粋

- ・ 個別の教育支援計画については、今後、小・中学校も含めた策定の推進を検討するとともに、関係機関と連携した効果的な運用方法を確立する必要がある。また、今後の運用状況を踏まえつつ、「個別の指導計画」と併せて学習指導要領等への位置付けを行うことや、就学事務における取扱いなどを検討する必要がある。

個別の指導計画と個別の教育支援計画について

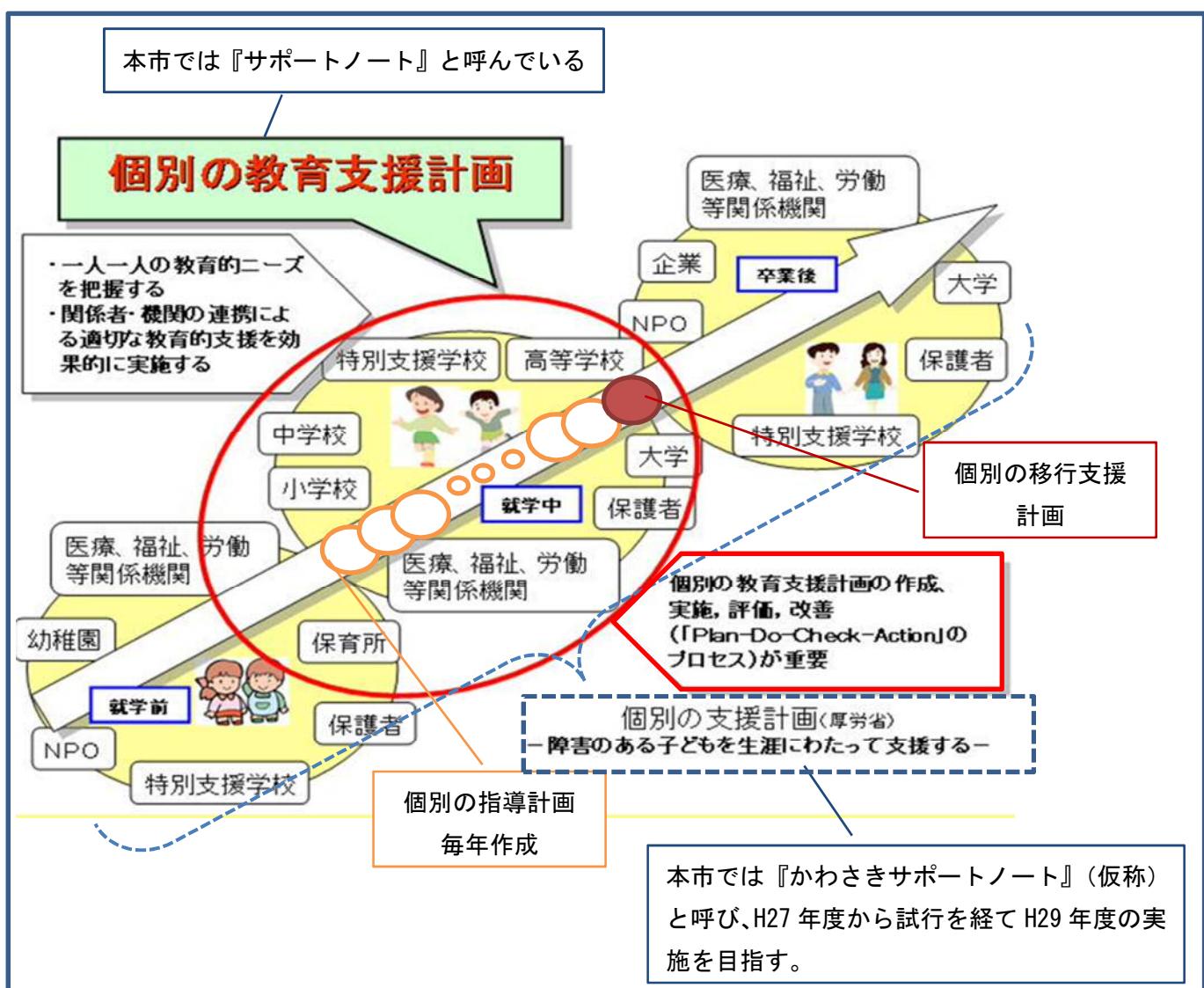
「個別の指導計画」… 指導を行うためのきめ細かい計画。

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

「個別の教育支援計画」（本市では『サポートノート』と呼んでいる）… 他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画。

一人一人の障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校を中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。また保護者の参画や意見等を聞くことなどが求められる。

個別の指導計画、個別の教育支援計画、個別の支援計画の説明図



共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための

特別支援教育の推進（報告）概要

中央教育審議会初等中等教育分科会より

はじめに

障害者の権利に関する条約の国連における採択、政府の障害者制度改革の動き、中央教育審議会での審議、障害者基本法の改正等について記述

1 共生社会の形成に向けて

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されることなく、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の○1から○3までの考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるも

のと考えられる。

- 1 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- 2 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- 3 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

(3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

短期：就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。

中長期：短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。

2 就学相談・就学先決定の在り方について

(1) 早期からの教育相談・支援

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。

乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

(2) 就学先決定の仕組み

就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕

組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができるなどを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。

就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である（就学に関するガイダンス）。本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」（仮称）に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

(3) 一貫した支援の仕組み

可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

(4) 就学先相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。

就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでは限界があることから、国において、何らかのモデル的な取組を示すとともに、具体例の共有化を進めることが必要である。

3 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1) 「合理的配慮」について

条約の定義に照らし、本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

(2) 「基礎的環境整備」について

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。

共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である。

(3) 学校における「合理的配慮」の観点

「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。

複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適當である。

(4) 「合理的配慮」の充実

これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は

新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、学校・教育委員会、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に「合理的配慮」の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国としての「合理的配慮」のデータベースを整備し、各教育委員会の参考に供することが必要である。また、中長期的には、それらを踏まえて、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」を充実させていくことが重要であり、必要に応じて、学校における「合理的配慮」の観点や代表的なものと考えられる例を見直していくことが考えられる。

「合理的配慮」は、その障害のある子どもが十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、それについても研究していくことが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。

4 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

(1) 多様な学びの場の整備と教職員の確保

多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。

通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進めるべきである。

特別支援教育により多様な子どものニーズに的確に応えていくためには、教員だけの対応では限界がある。校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があることは言うまでもないが、その上で、例えば、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。

医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても、必要に応じ確保していく必要がある。

幼稚園、高等学校における環境整備の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用等により教員の研修を行うなど、各都道府県教育委員会が環境を整えていくことが重要である。

(2) 学校間連携の推進

域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により、域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。

特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。

今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。

域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を、地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校ネットワークを構築することが必要である。

(3) 交流及び共同学習の推進

特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。

特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。また、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習についても、各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

(4) 関係機関等との連携

医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。

5 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

(1) 教職員の専門性の確保

インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適當であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。

すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用もを行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。

(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。このことから、校長等の管理職や教育委員会の指導主事等を対象とした研修を実施していく必要がある。

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について

留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

(3) 教職員への障害のある者の採用・人事配置

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、学校においても、障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めていくことが必要である。

お問合せ先

初等中等教育局特別支援教育課（初等中等教育局特別支援教育課）

25 文科初第 756 号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前川喜平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれましては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれましては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれましては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれましては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

- 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方
 - (1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう

にするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期すように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

（1）特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、社会生活への適

応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

（2）通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別

な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一つの障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができるなどを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的に実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮

称) といった名称とすることが適當であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係
〒 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
電話 : 03-5253-4111 (内線) 3193
FAX : 03-6734-3737
E-mail : tokubetu@mext.go.jp

第2期川崎市特別支援教育推進計画

平成27（2015）年月

編集 川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課
川崎市川崎区宮本町6番地
電話 044-200-3287
FAX 044-200-2853
Mail 88sidou@city.kawasaki.jp

第2期川崎市特別支援教育推進計画策定までのスケジュール

資料3

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	川崎市特別支援教育推進検討委員会（第1回） 特別支援教育推進調整会議（局内） (第1回)	川崎市特別支援教育推進検討委員会（第1回）	川崎市特別支援教育推進検討委員会（第2回） 特別支援教育推進調整会議（局内） (第2回)	川崎市特別支援教育推進検討委員会（第3回） 特別支援教育推進調整会議（局内） (第3回)	川崎市特別支援教育推進検討委員会（第4回） 特別支援教育推進調整会議（局内） (第4回)	川崎市特別支援教育推進検討委員会（第5回） 特別支援教育推進調整会議（局内） (第5回)	川崎市特別支援教育推進検討委員会（第4回）	川崎市特別支援教育推進検討委員会（第4回）	川崎市特別支援教育推進検討委員会（第4回）	川崎市特別支援教育推進検討委員会（第4回）	川崎市特別支援教育推進検討委員会（第4回）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	川崎市特別支援教育推進検討委員会(第5回)		川崎市特別支援教育推進検討委員会(第6回)		川崎市特別支援教育推進検討委員会(第7回)	川崎市特別支援教育推進検討委員会(第1回) 専門部会(第2回)	川崎市特別支援教育推進検討委員会 専門部会(第2回)	川崎市特別支援教育推進検討委員会(第8回)			川崎市特別支援教育推進検討委員会報告 報告公表

平成26年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		11月	12月	1月	2月	3月
	3月上旬総務委員会(計画の報告)	3月中旬教育委員会(計画の策定)											
	(第6回) 特別支援教育推進調整会議(局内)	(第1・2回) 特別支援教育推進調整会議WG(局内)	(第7回) 特別支援教育推進調整会議(局内)					10／28 教育委員会(事前報告)	11／14 特別支援教育フォーラム	11／25 教育委員会(案の報告)	12／25 教育委員会(案の決定)	パブリックコメント	
									12／上旬総務委員会(案の報告)				

第2期川崎市特別支援教育推進計画（案）に対する意見募集について

平成27年度から概ね10年間を対象期間とする、本市の特別支援教育の方向性を示した
第2期川崎市特別支援教育推進計画の策定にあたり、広く市民の皆様の御意見を募集します。

1 募集期間

平成27年1月8日（木）から平成27年2月6日（金）まで

郵送の場合：当日消印有効

持参の場合：平成27年2月6日（金）17時15分まで

2 資料閲覧場所

(1) 川崎市教育委員会事務局 学校教育部 指導課

(川崎市役所隣り明治安田生命ビル4階)

(2) 各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館

(3) 情報プラザ（市役所第3庁舎2階）

※ 川崎市のホームページ「意見公募（パブリックコメント）」のページでも
御覧いただけます。

3 意見書の提出方法

様式は問いませんが、①「題名」②「氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）」③「連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）」を明記の上、次のいずれかの方法で御提出ください（別紙「意見書」もご活用ください。）。

(1) 郵送または持参：〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

川崎市教育委員会事務局 学校教育部 指導課

(川崎市役所隣り明治安田生命ビル4階)

(2) FAX：044-200-2853

(3) メール：川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」の案内に従って、
専用のフォームメールを御利用ください。

※ 意見を提出できる方は、市内に在住、在勤、在学、事業活動その他の活動を行う方
及び本案件の内容に関係のある方（個人、団体を問いません。）です。

※ お寄せいただいた御意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約
した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめて、後日、市ホームページ等で
公表する予定です。（御意見を提出していただいた方への直接の回答はいたしません。）

※ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできません。

※ 記載していただいた個人情報は、提出された意見書の内容を確認する場合に利用し
ます。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例の規定に基づき、厳重に保護・管理
いたします。

4 問い合わせ先

川崎市教育委員会事務局 学校教育部 指導課

電話：044-200-3287 FAX：044-200-2853